

スポーツ・コンベンションセンター基本構想（案）に係る
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年2月10日（木）から令和4年3月9日（水）

2 意見の件数

18人（112件）

3 意見の概要と県の考え方

受付	項目	意見の概要	県の考え方
1	第3章 整備予定 地	<p>県の新総合体育館の建設地は鹿児島市内に固執する必要はないのではないか、市立体育館のような扱いがされているが県立体育館である。鹿児島市のように人口や、建物が密集した街の、ネコの額のようなせせっこましい所に建設するのではなく、県民全体のことを考えて、また、県外からの来訪者のことも考慮し空港から近く、広い駐車場（1000台程度）を備えたものを、災害時にはすぐに避難場所として、防災の拠点として利用出来るようなものを建設したらどうだろうか、海の近くでは津波が来たら、何の役にも立たない。地盤の液状化現象も想定出来る、桜島の大噴火、大地震、川内原発事故等を想定し、鹿児島市近郊の市、始良市、霧島市あたりに候補地を出させて検討したらどうか。目先にとらわれず、10年、20年先の鹿児島県全体の有り様を考えて決めた方が良いのではないか。一極集中から地方分散へ、が時代の流れだ、既得権益に縛られていては、新たな価値は生まれえない、体育館の周りに新しい街を創り上げるぐらいの気持ちで取り組んで欲しい。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、検討委員会において、スポーツ振興の拠点としての機能に加え、コンサート・イベントなど多目的利用による交流拠点機能を有する施設とのコンセプトを取りまとめた上で、その機能を最大限に発揮させる観点から、その立地条件について検討した結果、離島や大隅地域をはじめ県土全域からの交通利便性や宿泊・商業施設の集積状況などを踏まえると、鹿児島市に立地することが望ましいとされたところです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
2	第4章 配置計画	<p>県民から寄せられた「桜島を眺望む景観を損なう」等の鹿児島を代表する景勝地に対しての懸念に配慮するため、屋外デッキ（アプローチデッキ、展望デッキ）のみに眺望を楽しめる空間としての機能を担わせるのではなく、屋根上の屋上全体にも東京の渋谷スクランブルスクエア「渋谷スカイ」のような展望施設を作り、多くの鹿児島を訪れる旅行者や県民に桜島と錦江湾の雄大な景観をゆっくりと楽しみめフォトスポットとして親しみ集える憩いの空間を設置してはいかがでしょうかと考えます。緊急時にはヘリコプターが着陸できるヘリポートの機能ももたせるとなお良いのではないのでしょうか。アプローチデッキ、展望デッキからの接続の仕方にも工夫をすると面白いかもしれません（階段に休憩できるベンチを設置する等）。懸念の意見を逆手に取るわけではないが、今を上回る一級品の景勝空間に引き上げるアイデアを鹿児島県に期待します。先の世代に長く親しまれることとなるスポーツコンベンションセンターが最終的にどのような施設が出来上がるのか期待していますので、頑張ってください。</p>	<p>整備に当たっては、桜島の眺望など景観に配慮するとともに、本港区エリアの立地を活かし、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みを検討することとしております。</p> <p>具体的には、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p> <p>これらの取組により周辺地域への経済波及効果など地域活性化を図ることとしております。</p> <p>御指摘の点も含め、具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
3	第1章 計画策定の趣旨	<p>スポーツ施設に興味が無い人ほど新総合体育館の整備を「不要不急」と論じる。古い施設の稼働率がこれだけ高いことをもっとアピールしても良いと考える。</p>	<p>現在の県総合体育センター体育館及び武道館は、県大会など各種大会や県民利用を中心に幅広く利用されているところであり、稼働率も90%以上となっているところではある。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、これらの状況について記載しました。</p> <p>なお、中央及び県内の屋内スポーツ競技団体の意向調査結果を踏まえると、狭隘性の課題等が解消されることで全国・国際大会等の開催が可能となるなど、更に利用が増えるものと考えております。</p>
	第2章 施設のコンセプト	<p>鹿児島のスポーツの殿堂となるべく、スポーツ博物館（ライブラリ機能）に期待する。「健康増進（ヘルス）サービス機能」について、桜島を望める温泉があると嬉しい。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、例えば、「スポーツに関する展示スペース（スポーツ博物館）」といったスポーツ情報発信機能の整備や、「足湯などの癒やしの空間づくり」といった競技者以外でも気軽に来場できる仕組みづくりなどについて、導入を検討することとしております。</p> <p>具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>
	第2章 施設のコンセプト	<p>バスケットやバレーのセンターコートの際、1階席の四隅はとて試合を見られる環境ではない。なるべく円形に近づけるなど、どの席からも試合を見やすい落としどころを探してほしい。テレビ中継などで実況しやすい場所に設備整備を期待したい。</p>	<p>整備に向けた検討に当たっては、観客、競技者、大会運営者、それぞれの立場における快適性に配慮する必要があるとしており、観客の立場からは、フロアが見やすい観客席の整備などについて、又、大会運営者の立場からは、メディア対応の諸室の充実等について検討することとしております。</p> <p>具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
3	第3章 整備予定地	③景観資源に「歴史的建造物」とある。住吉町界隈はかつて溶結凝灰岩の石蔵が立ち並んだ地域。鹿児島県の石を多用し、近年失われつつある石蔵の街並みの記憶を表現してほしい。	<p>地域資源の活用については、県産材を活用した木質化の検討など、整備に当たっては、地域資源の活用により鹿児島らしさを感じられるような施設となるよう配慮することとしております。</p> <p>頂いた御意見も踏まえ、施設のデザイン等について、設計段階で検討してまいります。</p>
	第3章 整備予定地	19ページ交通環境について、鹿児島市と連携を取り、市電で直接アクセスできるよう、市電延伸と一体的に整備してほしい。	<p>本港区エリアのまちづくりを進めるに当たっては、スポーツ・コンベンションセンターをはじめ、鹿児島市が計画する事業との調整が重要であることから、鹿児島市と緊密な連携を図りながら検討を進めることとしております。</p> <p>市電延伸については、鹿児島市で検討中であり、その結果を踏まえて、本港区エリアのまちづくりについて連携して検討してまいりたいと考えております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
3	第4章 配置計画	<p>新しい施設は、体育館とコンベンション機能だけでなく、日常から県民が行きたくなる施設であることが望ましい。そのためには飲食・物販スペースも必要。ドルフィンポート跡地北側は「多目的広場」となる案だが、1階平屋で飲食・物販エリアにできないか。その屋上部分を「多目的広場」として使うこともできる。1階平屋であれば景観にも影響はない。収入増にもつながる。</p>	<p>整備に当たっては、本港区エリアの立地を活かし、日頃から県民が行きたくなる施設にするため、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みを検討することとしております。</p> <p>具体的には、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p> <p>なお、スポーツ・コンベンションセンターが立地を予定している本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接していることから、集客機能である同施設において、飲食・物販以外のスポーツや展示会、イベントを活用することで賑わいを創出し、これらのイベント等で集客した方々の中心市街地への回遊性を確保することで、中心市街地での飲食や物販等の消費に波及させ、地域全体が発展するよう取り組む必要があると考えております。</p> <p>頂いた御意見も参考にしながら、具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
3	第4章 配置計画	敷地の制約は大きいですが、桜島側の面は旧ドルフィンポートのように飲食施設を並べることができないか。県民が日常から行きたくなるモールの裏側に体育館施設があるのが理想と考える。(ウォーターフロントパークに多少食い込むと可能だと思うが、ハレーションも大きいか)	<p>整備に当たっては、本港区エリアの立地を活かし、日頃から県民が行きたくなる施設にするため、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みを検討することとしております。</p> <p>具体的には、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p> <p>なお、スポーツ・コンベンションセンターが立地を予定している本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接していることから、集客機能である同施設において、飲食・物販以外のスポーツや展示会、イベントを活用することで賑わいを創出し、これらのイベント等で集客した方々の中心市街地への回遊性を確保することで、中心市街地での飲食や物販等の消費に波及させ、地域全体が発展するよう取り組む必要があると考えております。</p> <p>頂いた御意見も参考にしながら、具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>
	第4章 配置計画	白波スタジアムのようにテレビ中継の実況に使える部屋、もしくは観客席の中に実況席スペースがあると良い。	<p>整備に向けた検討に当たっては、観客、競技者、大会運営者、それぞれの立場における快適性に配慮する必要があるとしており、大会運営者の立場からは、メディア対応等の関係者諸室の充実等について検討することとしております。</p> <p>具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
4	第6章 構想の具 体化に向 けて	コンベンションセンターと純粋な体育施設のみだった場合の予算を示し両者の比較決定の過程が抜けている。	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、平成30年2月に「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会」から提出のあった「スポーツ振興の拠点としての機能に加え、コンサート・イベント等の多目的利用による交流拠点機能があることが望ましい。」との提言をベースに、検討委員会において検討を進めてきたところです。</p> <p>検討に当たっては、各種競技の大会基準等を基に必要な規模を決定の上、屋内スポーツ競技団体からのヒアリング調査等により利用日数を把握したところです。</p> <p>その結果、想定される年間の利用形態は、スポーツ利用の日数が約7割と見込まれており、残りの約3割を多目的利用に有効活用することとしました。</p> <p>建設工事費については、多目的施設とするために増加したのではなく、基本構想（案）で示された施設のレイアウト案に基づき算定された延床面積による、現時点での試算結果をお示ししたものです。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	街づくりに関しては、市に土地を売ることにより、市に街づくりを担ってもらうほうが意思決定の一本化が図れると思う。	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、県を事業主体とした公共施設として整備を進めることとしております。</p> <p>本港区エリア一帯のまちづくりについては、鹿児島市などの関係機関・団体と連携しながら、今後、幅広く議論を進めていくこととしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
4	第6章 構想の具 体化に向 けて	本年度の県予算を固定して、 コンベンションセンターに計上 すべき予算を加えて、来る10 年間の財政収支がなりたつか示 して欲しい。	<p>施設整備に係る財源については、他県の事例も参考に、県債の活用を中心に、利用可能な補助金や交付金、基金の活用など、様々な手段について、検討しているところです。</p> <p>なお、スポーツ・コンベンションセンターの施設整備費については、最大で約245億円と想定しており、一般的な県債（借入期間：20年と仮定）を活用した場合、後年度の負担は、令和3年度一般会計当初予算額約8千4百億円に対し、年間10億円程度になると想定されます。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	県はこの計画に現在まで職員 の人件費を含め、累積でいくら かかったか明らかにして欲しい。	<p>スポーツ・コンベンションセンターの整備に係る人件費の積算を行うためには、対象職員を特定の上、職員それぞれに支給された給料や諸手当額を積み上げる必要があり、正確な金額をお示しすることは困難です。</p> <p>同施設を検討するに当たって必要な調査費等（委託料）については、平成21年度から令和2年度までで6千8百78万円余となっております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
5	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>新体育館を造れば任務終了の人ばかりで話し合わずに環境の立場や観光の立場の人達も話し合いに参加させてスポーツ以外の意見も聴いてから事業を進めて下さい。今の参加者の考え方は偏りを感じます。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターの整備に向けては、専門的・客観的に検討を行う見地から、県内外の有識者で構成する検討委員会を設置し、検討を行っていただいたところです。</p> <p>その構成については、スポーツ関係者だけではなく、都市計画、経済、建築、観光、法律、金融、経営、教育の専門家にも入っていただいたところです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
6	第4章 配置計画	景観を考えないといけない為に、屋上を天文館方面からは緩やかな芝生にして芝生の先に桜島がある様に見せたい。その為にも道路はもう少し海側に寄せてゆとりのある建物の環境を考えてほしい。	景観に配慮した施設の在り方や海から見たデザインについては、頂いた御意見も参考にしながら、具体的には、設計段階で検討してまいります。
	第4章 配置計画	海側から見た総合体育館はガラス張りの近未来の雰囲気がある方が今後の世界から人を呼び込む鹿児島として最適	
	第4章 配置計画	この横には駐車場もできるわけですが、近所にある天文館との同線をつくる為に大門口通りの6車線を4車線にし大型バスの発着所を設けてほしい。(例：コンサートに来たお客様に天文館でゆっくり過ごしてもらえ手段にも繋がりやすい。天文館の衰退が目立つ為の打開策、南九州最大の繁華街と言われるきっかけ)	交通対策等については、今後、整備に向けた取組を進める中で、道路管理者や交通管理者とも調整を行いながら、検討することとしたいと考えております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	余談ですが隣接してコンベンション施設を作る事で日本内外からの人を鹿児島に呼べる。この近所に歴史資料館や美術館を置く事で人が集う頻度が上がる。水族館とその先の船の発着所の活用連携があると自然とテーマパークの様な壮大な環境が生まれそう。	本港区エリアのまちづくりにについては、スポーツ・コンベンションセンター基本構想や、今年度実施した整備可能性調査の結果等を踏まえ、まずは、同エリア内に、スポーツ利用に加え、多目的な交流機能を有するスポーツ・コンベンションセンターの整備を進めてまいりたいと考えております。 その上で、コロナ収束後の社会情勢の変化や同施設の状況等を考慮しながら、事業者公募で検討しておりました宿泊機能や集客機能はもとより、鹿児島市が検討しているまちづくりの方向性なども念頭に置きまして、グランドデザインの開発コンセプトに基づき検討してまいりたいと考えております。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
7	第1章 計画策定の趣旨	<p>築後60年以上経過しており、老朽化が著しいことに加え、大会規定に適合した競技面積が確保できない状況（フットサル）。</p> <p>また、県サッカー協会フットサル委員会での主催大会・事業が年間複数回（数十試合）あるが、直近数年間で一度も開催できていない状況。各種県大会、全国大会及び国際大会の基準を満たす施設の設計・建設に、大至急取り組んでいただきたい。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、県大会をはじめ全国・国際大会等の各種大会等の開催を想定した施設の規模・構成を想定しており、その整備に向けて着実に取り組むこととしております。</p> <p>フットサルについては、メインアリーナで3面、サブアリーナで1面の競技面数を確保する予定としており、各種県大会、全国大会及び国際大会の開催が可能となります。</p>
	第2章 施設のコンセプト	<p>フットサル競技を運営するに当たって、メインアリーナ及びサブアリーナにおける必要な競技面数・フロア面積を確保してほしい。具体的には、ハンドボールとほぼ同様の規定。また、プロリーグや国際大会を観戦するための十分な観客席を整備してほしい。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、県大会をはじめ全国・国際大会等の各種大会等の開催を想定した施設の規模・構成を想定しております。</p> <p>具体的には、観客席について、国際大会の誘致等に必要規模として、プロスポーツの団体等で組織する「一般社団法人アリーナスポーツ協議会」が国際大会等の基準としました「アリーナ標準」における中規模アリーナとして、8千席程度を想定しております。</p> <p>フットサルについては、フットサル協会の意見も踏まえ、メインアリーナで3面、サブアリーナで1面の競技面数を確保する予定としております。</p>
	第3章 整備予定地	<p>鹿児島空港からアクセスしやすい交通利便性の優れた環境と景観資源にも優れた、「鹿児島本港区エリア」での整備を強く希望します。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターの整備予定地については、施設のコンセプト等を踏まえ設定した評価項目に基づき整備候補地を評価した結果、ドルフィンポート跡地と住吉町15番街区を一体的なエリアとして検討を進めていくこととしたところであり、その整備に向けて着実に取り組んでまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
7	第3章 整備予定地	鹿児島市が検討するサッカー等スタジアムの整備地について、協議・調整を前向きに検討してほしい。	<p>鹿児島市が検討しているサッカー等スタジアムの整備については、現時点において、市から施設の機能、規模・構成など、具体的な姿が示されていないところですが、ドルフィンポート跡地に整備する場合、Jリーグの年間試合数が20試合程度であることなどを踏まえると、年間365日、賑わう拠点を形成することを開発コンセプトとした本港区エリアまちづくりブランドデザインとの整合性をどのように図るかといった課題があります。</p> <p>また、その規模によっては、代替緑地の確保や港湾計画の変更、臨港道路の付け替えなどの検討も必要になると考えております。</p> <p>このため、市に対し、サッカー等スタジアムの考え方等について説明を求めているところです。</p> <p>市では、先般公表された来年度当初予算（案）において、サッカー等スタジアムの整備内容の検討を行うこととしており、県としては、その検討結果等をお聞きし、本港区エリアのまちづくりの議論の中で鹿児島市など関係団体と連携して検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
8	第1章 計画策定の趣旨	<p>今でも確たるビジョンが提案されないレベルで結局真剣に議論されてきていないと感じられる「街づくり」については拘泥せず建設を促進してください。ところで、その建設促進について、スポーツ関係者・団体の「体育館が欲しい」との声が聞こえてきません。ここにきて、意見集など読みつつ、そもそもの整備必要性を疑いつつあるところです。県下のスポーツ関係者の意向はどうなっているのでしょうか。各地に点在する体育館で十分ということであれば、わざわざ巨費を投じた整備の必要性自体から見直すべきかと感じます。</p>	<p>現在の県体育館は、築後61年経過しており、老朽化に加え、全国・国際レベルの競技大会の開催等には狭隘であるなどの課題を有しております。</p> <p>このため、現在多くの屋内競技の県大会等におきまして、複数会場での分散開催や、夜間に及ぶ大会運営を強いられており、参加者や関係者に多大な負担が生じております。</p> <p>こうした状況から、県内17の屋内スポーツ競技団体の全てが、スポーツ・コンベンションセンターについて、屋内スポーツ競技の中核的な施設としての早期整備を強く望んでおります。</p> <p>また、県議会においても平成31年第1回定例会において、総合体育館の早期整備を望む陳情を採択していただいたところです。</p> <p>このようなことから、県としては、整備に向けた取組を着実に進める必要があると考えております。</p>
	第4章 配置計画	<p>駐車場からの往来に際してて、快適性向上のため、梅雨や暴風雨対策としての上屋、屋根や壁をぜひ検討ください。</p>	<p>駐車場については、施設利用者に配慮する観点から、住吉町15番街区とは別に、施設本体の敷地内に身体障害者用駐車場を必要台数確保するとともに、県民の日常的な利用に対応した駐車場・駐輪場を一部配置することとしております。</p> <p>また、施設の周囲に、大会時にも活用できる送迎車両用の車寄せスペースを確保することとしております。</p> <p>頂いた御意見も参考に、具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
9	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>明治維新で廃仏毀釈を徹底した鹿児島は他県ほどの歴史的建造物は残っておらず鹿児島市内に限っては、鹿児島市庁舎、山形屋、南日本銀行等の数えるしか歴史の風格を感じさせるものは残されていない。観光資源に恵まれても其れを生かさず、桜島、錦江湾、城山と鹿児島市街が一体となり其れ等が親和してこそその街作りこそ肝要である。今回の新総合体育館（スポーツ・コンベンションセンター）構想は50～100年に一回の最大のチャンスであることからして、資源と調和しつつも独自性、ユニークさがあり、県民が観光客に誇れる建物のデザインにしてこそ後世にも気兼ねなく残せる遺産となろう。他県民が”さずが明治維新をもたらした鹿児島”是非観光に行きたいと思わせる様なものにプロジェクトを進めるべきである。例えば、オーストラリアのオペラハウスの多目的なホールとして、鹿児島の景観と一体化し自然に感じられる設計を。但し市街地から桜島を眺める時その建物が高すぎて邪魔にならない程度の高さにすること。その為には、250億円もの予算をつぎこんで費用対効果が全くない県民交流センター（今なら50億で出来る）の反省を踏まえ、少し高価でも大手設計事務所との提携で質・実・伴うものとすべきである。コンペ募集の手もあろう。東京のスカイツリーを建造した日建設計と大林組のイメージ。県民が誇れる建造物とする為には少し予算が高くなってもやむをえぬ。</p>	<p>当施設のデザインなどについては、鹿児島港本港区エリアにふさわしいものとなるよう、検討を進めることとしております。</p> <p>頂いた御意見も参考に、具体の意匠やデザイン等については、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
9	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>鹿児島市が企画するサッカースタジアムとは表裏一体のものであり、県・市が合同企画チーム（プロジェクト）をつくり、連携して進めることが最も肝要。（市の電車の延伸計画は、交通の手段として重要なこと）ここに至って県と市がお互い不疎通している場合ではない。今こそ鹿児島の「総合力」「スピード」を発揮する時です。なお、県の施設として、予算の限りもあり、それを2つも3つも作る造る訳にいかないの、当然。一棟でスポーツ、国際会議場、各種イベントの開催等の出来る多目的なものとし、音響効果等にも配慮すべき事。ユニークなデザインでハイテクも組み込む等、少し高額になって、次世代への財産となり得れば県民も納得する万、資金不足は県民から著名人からの寄付も募ろう。（但しなるほどと思わせる設計でないと無理！）</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、鹿児島市とはこれまでも節目節目に情報共有を図ってきたところです。また、本年1月に県市の実務者レベルの連絡会を立ち上げ、意見交換を行ってきているところであり、引き続き連絡会などを通じて十分に連携を図ってまいります。</p> <p>同施設の整備に当たっては、スポーツ振興の拠点機能に加え、イベント・コンベンション等の多目的利用による交流拠点機能を有する施設として、最先端の情報ネットワーク環境・映像・音響の導入等についても検討を進めることとしております。また、施設のデザインなどについては、鹿児島港本港区エリアにふさわしいものとなるよう、検討を進めることとしており、具体の意匠やデザイン等については、設計段階で検討してまいります。</p> <p>なお、サッカー等スタジアムについては、鹿児島市が施設の概要や整備地等について検討中であり、スポーツ・コンベンションセンターの施設整備とは別に、本港区エリアのまちづくりの議論の中で鹿児島市など関係団体と連携して検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
9	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>計画は先ず期限を切って逆算で計画を進めること。其の為に知事も自ら行動し、懸案事項は迅速に詰めることをしないとプロジェクトまかせではスピード化しない。ポリシー、コンセプト県民の宝となり得るシンボル施設、施設対策室は誇りをもって業務にあたって欲しい。期限を切ってランドデザインを県民に早く提示すること。鹿児島市とも合同プロジェクトをつくり、分担を決め早く進めること。</p>	<p>本港区エリアのまちづくりについては、スポーツ・コンベンションセンター基本構想や、今年度実施した整備可能性調査の結果等を踏まえ、まずは、同エリア内に、スポーツ利用に加え、多目的な交流機能を有するスポーツ・コンベンションセンターの整備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>その上で、コロナ収束後の社会情勢の変化や同施設の状況等を考慮しながら、事業者公募で検討していただきました宿泊機能や集客機能はもとより、鹿児島市が検討しているまちづくりの方向性なども念頭に置いて、ランドデザインの開発コンセプトに基づき検討してまいりたいと考えております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
10	第3章 整備予定地	<p>鹿児島市に在住する一人として、外に誇れる唯一無二の錦江湾にそびえる美しい桜島の景観、それを壊すかもしれないこの計画に憂慮しています。桜島大噴火？津波など、防災の点から大丈夫？避難所として活用できますか？そして、交通渋滞は避けられません。何より桜島の目の前にドデカイ箱ものを作らないで欲しいです。</p>	<p>整備に当たっては、景観について、以下の点に配慮して整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市の景観条例に基づく建物の高さ制限を遵守して検討を進める ・市街地からの桜島の眺望に留意して検討を進める ・海から見た市街地などの景観にも留意する ・ウォーターフロントパークについては、現状のままとする ・隣地に整備する多目的広場については、ウォーターフロントパークとの一体的な景観に留意する ・施設のデザインなどについて本港区エリアにふさわしいものとすることや、新たに展望スペースなどを設置する <p>具体的には、本港区エリアにふさわしい意匠やデザインとなるよう、設計段階で検討してまいります。</p> <p>防災については、検討委員会において、12の客観的な評価項目に基づき整備候補地の絞り込みの検討を行ったところであり、防災上の課題では、県土砂災害警戒区域等マップ、鹿児島市津波ハザードマップ及び県水害リスクマップをもとに、土砂災害、津波、洪水といった自然災害による影響について個別に検討を行ったところです。</p> <p>その結果、整備予定地のうち、施設本体を配置するドルフィンポート跡地については、土砂災害、津波の浸水区域には含まれておらず、敷地のごく一部が0.5m未満の洪水の浸水区域に含まれておりますが、かさ上げ等の措置により対応が可能であることを確認しております。</p> <p>このほか、県においてドルフィンポート跡地は、大規模噴火時に噴石が到達する可能性などを示した「桜島火山ハザードマ</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
10			<p>「アップ」において災害予想区域には含まれていないことを確認しております。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターについては、災害発生時における対応施設としての活用も考えられることから、これら想定される災害に十分対応できるよう、整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <p>交通対策については、「歩行者動線の確保や警備員・案内板等の配置による歩行者の誘導、移動時間の分散や中心市街地への誘導、公共交通の利用促進やシャトルバスの運行、施設や駐車場への出入口と動線の工夫による混雑抑制」について整理しているところです。</p> <p>具体的な対策等については、今後、整備に向けた取組を進める中で、道路管理者や交通管理者とも調整を行いながら、検討することとしたいと考えております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
10	第4章 配置計画	交通渋滞解消の道路拡張などの対策を取る。以上、市民県民の意見を最大限吸い上げて、税金を大事に使っていただきたい。	交通対策等については、今後、整備に向けた取組を進める中で、道路管理者や交通管理者とも調整を行いながら、検討することとしたいと考えております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	どうしてもそこなら、1. 通りからの歩く人の目線で桜島の美しい景観を損なわないこと。そのために、建物の施設は地下に作り、地上部分は一階のみ、市民県民、観光客、施設の利用者などがゆっくりくつろげるカフェやレストランなど、スポーツに関係なく利用しやすいこと。観光の視点を第一に考える。2. 景観に溶け込む施設にする。建物を緑化、屋上庭園？	<p>整備に当たっては、景観について、以下の点に配慮して整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市の景観条例に基づく建物の高さ制限を遵守して検討を進める ・市街地からの桜島の眺望に留意して検討を進める ・隣地に整備する多目的広場については、ウォーターフロントパークとの一体的な景観に留意する ・施設のデザインなどについて本港区エリアにふさわしいものとすることや、新たに展望スペースなどを設置する <p>また、整備に当たっては、本港区エリアの立地を活かし、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みとして、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p> <p>具体的には、頂いた御意見も参考に、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
11	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>街づくりの観点からいうと、たとえ、PPP/PFI手法で進めることが決まったとしても、公募型プロポーザルを実施して、文化的な価値ある建築を設計できる設計者を選ぶべきと思います。新香川県立体育館・松本広域公園陸上競技場・新カンプノウスタジアム等、他の先進事例を見ても、手法に関わらずプロポーザルを実施して設計者を選定しております。PPP/PFI手法は金額面のメリットは大きく、県民へ説明しやすいとは思いますが、文化的な公共性を創ることに関するメリットは小さいと思うので、手法自体に調整が必要と考えます。基本構想の段階で平面断面イメージ（P24～27）を載せること自体が、この手法で進めることを前提としているように思いますので再考してほしいと思います。</p>	<p>当施設のデザインなどについては、鹿児島港本港区エリアにふさわしいものとなるよう、検討を進めることとしております。整備手法や事業者選定の方法等については、公募型プロポーザルを含め、今後具体的に検討することとしております。</p> <p>基本構想段階での平面断面イメージは、コンセプトに基づく機能、規模を有する施設を、ドルフィンポート跡地の南側に配置した場合の一例であり、具体の意匠やデザイン等については、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
11	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>どのような公共性を創るのか、その程度感を県民と共有する個人の希望としては、スポーツをする人・しない人関わらず、本港区エリアに行けばスポーツの雰囲気を感じられるような、スポーツ文化を体感できる開かれた場所にしてほしいと思います。施設コンセプト（P5）や開発コンセプト（P17）が、スポーツ・興行・観光となっています。書かれた内容から、本港区エリアの将来像は、スポーツ施設でありかつ、「マリナーナベイツンズや横浜ハンマーヘッドのような海辺の民間商業施設」へ傾倒した構想案に感じました。様々な要求（施設としての機能・予算・敷地の制約・地元の要望）がありそれらを検討するのはもちろんですが、街づくりや建築は出来たものが全てだと思います。本港区エリアにどのような公共性が必要か、そのスタイルをはっきりと示せるものを作してほしいと思います。そして、その程度感を基本構想や基本設計の段階で、県民と共有する必要があります。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターが立地を予定している本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接していることから、集客機能である同施設の賑わいを中心市街地に波及させ、地域全体が発展するよう取り組む必要があると考えております。</p> <p>整備に当たっては、本港区エリアの立地を活かし、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みを検討することとしております。</p> <p>具体的には、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるとともに、スポーツに関する展示スペースなどスポーツ情報発信機能を整備することによりスポーツ文化を体感できる開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p> <p>なお、同施設は、良質なスポーツ環境を提供することで、青少年の健全育成や県民の健康増進等に資する公共施設であり、収益施設には当たりませんが、コンサート、コンベンション等の多目的利用に活用することで、収益性の向上を図る必要があると考えております。</p> <p>これらの取組により周辺地域への経済波及効果など地域活性化を図ることとしております。</p> <p>具体的には、頂いた御意見も参考に設計段階で検討してまいります。</p> <p>これらの検討状況については、県議会で御議論いただくとともに、ホームページに掲載するなどして、県民の皆様にも丁寧に周知を図ってまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
11	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>仮に今後基本設計プロポーザルが行われる場合は、基本構想の敷地ゾーニングイメージや平面断面イメージ（P24～27）を強制しない方がよいと思います。建物配置や階構成まで決めてしまうとどの案も似てしまい、設計者の処理能力のみを競うことになり、プロポーザルをやる意味がないと思います。基本構想での案はほんの1例であり、敷地・規模・必要諸室ぐらいが決まっている状態でプロポーザルを行う方が、多様な案が出てよいと思います。というのは、場所柄、建築が創る文化性が大事だと思います。設計者を信じて、おおらかな条件下で、おおらかな案を求めるのがよいと思います。機能性を最優先した結果、従来のハコモノと変わらないものができるのは残念です。また、プロポーザルは審査員が重要だと思います。鹿児島県が作りたいものは、審査員のメンバー構成に表れると思っております。例えば、県内の学識者や有識者方に限定することなく、県外の審査員を加えることで、外から見る鹿児島の魅力を見つけやすくなると思います。もしくは、過去の他事例プロポーザルの結果等を勘案して審査員を選考するのはどうでしょうか。そうすれば、作りたいものの方向性が明確になります。そして、審査員の選考理由を公表してはどうでしょうか。そうすることで鹿児島県のやりたいこともわかりますし、緊張感が生まれ、その審査過程自体が鹿児島県独自のものとなります。最後に、このプロジェクトを県民と共有するという観点から、プロポーザルは是非公開審査（WEB公開含む）としてください。</p>	<p>配置計画においてお示ししている施設のレイアウト案については、コンセプトに基づく機能、規模を有する施設を、ドルフィンポート跡地の南側に配置した場合の一例であり、具体的な施設のレイアウト等については、今後、設計段階で検討してまいります。</p> <p>各階平面や断面等の図面もイメージであり、今後、設計段階で具体的に検討することとしております。</p> <p>整備手法やプロポーザル実施の有無、実施する場合の開催方法や審査員の選定基準など、事業者選定の方法等については、施設デザインの観点も含め、今後具体的に検討することとしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第2章 施設のコンセプト	<p>県の「基本構想(案)」において、新体育館とその関連施設として、当該地域に国際会議場やコンサートホール、商業施設等を整備し、イベント、コンベンション、展示会などに利用されるものとしているが、そのためには、通訳のためのブースなどの施設や機器、情報設備を整備することが必要であり、そのため、このことを記述し、図面上に示すことが必要である。</p>	<p>施設の規模については、スポーツ利用における各種競技の大会基準等をもとに決定したものです。</p> <p>多目的利用については、この施設を有効利用することとしており、国際会議場、コンサートホール等を別途整備することは想定していないところです。</p> <p>なお、スポーツ・コンベンションセンターの整備に当たっては、イベント・コンベンションを円滑に開催するための諸室や設備の充実を図ることとしております。</p> <p>具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>
	第3章 整備予定地	<p>この地域は、そもそもは、鹿児島県の発展を目的として港湾地域に整備した都市再開発地域である。すなわち、県都の鹿児島市の中心市街地には、開発可能地域が限られていたため、開発用地の確保が困難であった。また、一方、港湾地域としては、港湾施設やその機能の大型化、多様化等により、本港区は、狭隘であるうえに、施設、機能も古くなっていた。このため、港湾機能が時代とともに本港区から、南港、新港、谷山港と、南に延びていった。反対に本港区の周辺地域は賑わいを喪失した。このような事情から、県は、港湾機能の拡充と中心商店街の活性化を図るために本港区を埋め立てて、都市再開発用地を確保したものである。この開発地域は、当初は港湾整備に限られた計画であったが、その後、当時の知事の意向により、まちづくりが加えられ、鹿児島市の本港区と中央商店街地域の再開発のために、鹿児島県と鹿児島市、商工会議所が連携して、「ポータルネサンス協議会」(いわゆる「PR21」)を設置して、港湾地区の開発によるまちづくり</p>	<p>本港区エリアのまちづくりについては、平成31年2月に策定された「鹿児島港本港区エリアまちづくりランドデザイン」において、年間を通じて賑わう拠点を形成することとされております。</p> <p>県では、ランドデザインの実現に向けて、民間活力を活かした宿泊機能等を整備しようとして事業者公募に係る公募要項案を作成・公表していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済情勢の深刻化などから、公募の開始を延期したところです。</p> <p>この影響が続く中で、県では、ランドデザインを踏まえ、本港区エリアにおいて地域が賑わう拠点を形成するためには、民間活力を活かした施設整備だけではなく、公共関与による交流機能の整備も視野に入れて、改めて検討することとし、コンベンション・展示機能を備える施設に係る整備可能性調査を行ったところです。</p> <p>このような中、検討委員会においては、スポーツ利用に加え、コンサート・イベント、コンベンション、展示会などに利用で</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12		<p>計画を策定した。注】この「PR21」は、p17の「(2)鹿児島本港区エリアまちづくりとの整合性」に記載している「検討委員会」の以前に本港区の街づくりの計画を策定することを目的として、県、鹿児島市、商工会議所により構成された組織である。このようなことから、この地域開発には、「中心部の再活性化、賑わいの創出、情報発信機能の整備」という役割を有している。従って、当該地域において、新体育館を整備するに当たっては、基本構想において、当初計画の理念を踏まえたうえで、新体育館をウォーターフロントに建設する意義を明確にすることが必要であり、その旨を当「基本構想(案)」に記述することが必要である。</p> <p>すなわち、このウォーターフロント開発地域に新体育館を整備することは、単に空き地があるからという理由で当該地域にはめ込んで建設するのではなく、『新体育館を建設することによって、この体育館を中核として賑わいを創出し、中心商店街の活性化という目的を有するものである』ことを「構想」において明確にすることが必要である。</p>	<p>きる多目的な交流機能を有するスポーツ・コンベンションセンターについて、本港区エリアを整備候補地として検討を進めていくこととしたところですが、この考え方については、公共関与による交流機能の整備も視野に入れて検討することとした。本港区エリアまちづくりの検討の方向性とも合致しているところではある。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターが立地を予定している本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接していることから、集客機能である同施設の賑わいを中心市街地に波及させ、地域全体が発展するよう取り組む必要があると考えており、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みを検討することとしております。</p> <p>具体的には、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p> <p>これらの取組により周辺地域への経済波及効果など地域活性化を図ることとしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第4章 配置計画	<p>新体育館の本体の北側と南側の駐車場用地についての記述があるが、この駐車場については、その利用者として、体育館の利用者のほか、商業施設の事業者とその利用者、港湾業務関係者、観光客、その他が想定されるため、大規模な面積を確保することが求められるとともに、中心市街地との回遊性を創出するため、この用地の利用の仕方について、原案を見直すことが必要である。この図によれば、中心市街地との回遊性を確保するための道路として、中央に位置する一本の連絡通路を想定しているのが、回遊性を創出するためには、一か所だけではなく、その南北に位置する複数の道路を位置付けることが必要である。この地域全体の駐車場の規模に関して、現状でも、中央商店街での買い物客や飲食客のための乗用車やバスのための駐車場が不足しているため、イベント開催時やクルーズ船客などの多くの観光客が来たときは、荒天時でも、ドルフィンポートから歩かされている。これ等の人の駐車需要に対応する規模を整備することとし、そのことを明記することが必要である。</p>	<p>駐車場の必要台数については、各種県大会における最大の来場見込み者数3千人に、自動車を利用する割合約8割を乗じた数を、1台あたりの想定乗車人数（約2.5人）で除すことで算出しました。</p> <p>その結果、各種県大会における必要台数は928台と算出されたことから、住吉町15番街区に、一般駐車場500台程度、バス駐車場50台程度、多目的広場を臨時駐車場として300台程度と想定したものです。</p> <p>また、施設本体の敷地内に、日常的な県民利用や関係者等の利用を想定した駐車台数として100台程度、障害者用駐車場についても必要台数を確保することとしております。</p> <p>このことにより、県大会等のスポーツ利用における十分な駐車台数を確保することとしております。</p> <p>また、コンサート等の大規模イベント開催時においては、最大で8千人程度の来場者のうち、約7割が県内からの来場者で、そのうち約4割が自動車利用と見込まれていることから、約2,400人が自動車利用と想定されるところです。これを1台あたりの想定乗車人数（約1.7人）で除すことで、1,385台を必要台数として算出しました。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターの収容台数約900台との差である約500台については、周辺の民間等駐車場（約2,270台）の利用を想定しているところですが、民間等駐車場の利用の現状から、コンサート等の大規模イベント開催時においても十分対応できると考えております。</p> <p>また、公共交通の利用促進やシャトルバスの運行等により、周辺道路への交通影響を抑制するとともに、シャトルバスの乗降場やバスの転回場を確保する</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12			<p>ことにより、円滑な運行や周辺道路への交通影響を抑制することとしております。</p> <p>アクセス動線については、各種大会やイベント等での人、車両の動線について、周辺の交通環境や施設配置等を踏まえ、想定を行ったところです。</p> <p>頂いた御意見も参考にしながら、具体的な配置計画については、設計段階で検討してまいります。</p>
	第4章 配置計画	<p>「住吉地区の駐車場用地」について、高速船ターミナル前の「県営駐車場6」と繋げて駐車施設を整備することが必要である。その場合、駐車場の構造は、立体構造とし、1、2階を商業施設とし、また、3階以上を駐車場としたうえ、商業施設と体育館を屋根付きの橋の構造で連絡させることによって、回遊性を確保することが考えられる。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、良質なスポーツ環境を提供することで、青少年の健全育成や県民の健康増進等に資する公共施設であり、収益施設には当たりませんが、コンサート、コンベンション等の多目的利用に活用することで、収益性の向上を図る必要があると考えております。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターが立地を予定している本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接していることから、集客機能である同施設において、飲食・物販以外のスポーツや展示会、イベントを活用することで賑わいを創出し、これらのイベント等で集客した方々の中心市街地への回遊性を確保することで、中心市街地での飲食や物販等の消費に波及させ、地域全体が発展するよう取り組む必要があると考えております。</p> <p>頂いた御意見も参考にしながら、具体的な配置計画については、設計段階で検討してまいります。</p>
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及	<p>施設整備費の〈概算〉の表について、本体の建設費の支出は記載されているが、その整備費の財源を記載することが必要である。その財源は全額県費なの</p>	<p>整備・運営手法については、基本構想策定後、実施するとしているPFI等導入可能性調査において、財源も含め具体的な調査検討を進めてまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	効果の試算	か、また、その場合でも一般財源なのか、起債するのか、国庫補助金があるのか。それらがある場合には、その償還、返済条件や補助に伴う条件を明確にしたうえで、その額を明記することが求められる。	なお、施設整備に係る財源については、他県の事例も参考に、県債の活用を中心に、利用可能な補助金や交付金、基金の活用など、様々な手段について、検討しているところです。
	第5章 事業費、収支及び経済波及効果の試算	効果として、交通費、宿泊費、飲食費等を列挙しているが、これらは、利用者が負担し、その収入は、それぞれの事業者が収受するものであるため、県の財政上の収入になるものではない。これらを県経済へ波及する経済効果として、示しているのであろうが、直接、体育館の建設、維持管理に充当されるものではないと考えられる。そのため、この「効果」とは別に、建設、維持管理に要する経費の財源を明示することが必要である。	整備・運営手法については、基本構想策定後、実施するとしているPFI等導入可能性調査において、財源も含め具体的な調査検討を進めてまいります。 なお、建設、維持管理に要する経費の負担については、指定管理者制度を導入した場合、建設費用は県が負担し、維持管理費用については、指定管理者は、県からの指定管理料、利用料金収入で維持管理を行うこととなります。
	第5章 事業費、収支及び経済波及効果の試算	体育館の建設地域は、港湾地域を埋め立てた県有地であるが、この建設用地の取得費の記載がないが、県が体育館の設置者に売却するのか、賃貸するのかを明示することが必要である。	スポーツ・コンベンションセンターについては、県が事業主体として整備を行う公共施設であり、県が設置者として、県有地であるドルフィンポート跡地及び住吉町15番街区を所有したまま、整備を進めることとしております。
	第5章 事業費、収支及び経済波及効果の試算	支出（維持管理・運営費）」について、その内訳、特に、人件費、光熱水費、広報費、販売促進費、減価償却費、補修費、災害対策費、借入金の返済費などの内訳を明確にすることが必要である。この表において、事業の持続性を確保するためには、「内部留保」が必要であるが、その想定額を明確にすることが必要である。	運営主体が支払う維持管理・運営費の内訳については、PFI等導入可能性調査や運営主体の決定等を通じて明らかになるものであり、現時点で詳細な内訳を示すのは困難です。 基本構想では、スポーツ・コンベンションセンター（延床面積約3万㎡）と施設規模・構造及び施設コンセプトが類似する施設における1㎡当たりの維持管理・運営費（維持管理費、運営費、光熱水費）単価を、同センターの延床面積に乗じる手法により大まかな総額を試算したところです。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第5章 事業費， 収支及び 経済波及 効果の試 算	この概算額(約297百万円/年間)は、指定管理者の負担になるのか、または、指定管理者が委託する事業者(維持管理会社と運営会社)が負担することになるのか。	スポーツ・コンベンションセンターの運営手法については、今後整備手法の検討と併せて検討することとしておりますが、指定管理者制度を導入した場合、清掃や整備等の委託料等の維持管理・運営費について指定管理者が支払った上で、利用料金等の収入との差額に相当する額(基本構想の試算：約89百万円/年間)を県が指定管理料として支払うこととなります。
	第5章 事業費， 収支及び 経済波及 効果の試 算	「維持管理，運営費」は、(p43)の③「事業スキーム」の図表と比較すると、県または県が契約する指定管理者、若しくは、その指定管理者が再委託する維持管理会社と運営会社が負担するものと想定されるが、同図では、利用料金は、「体育館」が収受することになっているが、この「体育館」とは、県のことか。その場合、利用料金は、指定管理者が全額収受するのか、県の収入はないのか、明確にすることが求められる。	スポーツ・コンベンションセンターの運営手法については、今後整備手法の検討と併せて検討することとしておりますが、指定管理者制度を導入した場合、利用料金について指定管理者の収入とすることが出来ます。
	第5章 事業費， 収支及び 経済波及 効果の試 算	利用料金収入について、その料金を収受する主体は、指定管理者か、運営会社か、維持管理会社か、あるいは県か。いずれの場合も、その料金収入の配分額あるいは、割合を明記することが必要である。	スポーツ・コンベンションセンターの運営手法については、今後整備手法の検討と併せて検討することとしておりますが、指定管理者制度を導入した場合、利用料金について指定管理者の収入とすることが出来ます。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第5章 事業費， 収支及び 経済波及 効果の試 算	<p>「収支差（約89百万円）」と記載しているが，その収入の不足分を補填する対策の記述が欠如している。</p> <p>その財源不足分に対する対策を講じないで，曖昧にしておくと実際の時点で，破綻の原因になる。また，その不足分の補填を多目的利用等による収入に対する期待するとしても，県には，それに見合うだけの収入が期待できるのか。これらの想定額を明示することが求められる。</p>	<p>維持管理・運営費については，石川県や福岡県など，類似施設を参考に，平均的な維持管理・運営費の平米単価をもとに試算した結果，約2億9千7百万円とされたところです。</p> <p>また，全国・国際大会などのスポーツ利用に加え，コンサート等の多目的利用などにより，収入を約2億8百万円見込み，収支差は約8千9百万円とされたところです。</p> <p>この結果，維持管理・運営費に対する収入の割合は0.7と予測され，これは，他県の類似施設と比べ，比較的採算性が高いとの評価を，検討委員会からいただいております。</p> <p>今後，想定される維持管理・運営費を低減させる観点から，PPP／PFI手法の導入やネーミングライツについて検討を行うとともに，現在想定している以上のイベントや大会誘致が実現できるよう，プロモーター等への戦略的なPRなどに取り組んでまいります。</p>
	第5章 事業費， 収支及び 経済波及 効果の試 算	<p>また，施設の利用率等の収入によって関連施設の運営や維持管理のための経費に充てる必要があるが，p37に記述にしてある「一定程度の指定管理料を負担して」，「維持管理を行っていくこと」とは，その事業主体はだれか。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては，県を事業主体として整備を進めることとしております。</p> <p>運営手法については，今後整備手法の検討と併せて検討することとしております。</p> <p>なお，指定管理者制度を導入した場合，指定管理料は県が負担することになります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	「施設建設費」を「経済波及効果」として計算しているが、事業者にとっては収入になるが、県民にとっては税金による「負担」になる。それを「効果」としているのはなぜか、その説明が必要である。これは、新体育館を建設するための投資の乗数効果としているのであろうが、これは経理上の理論値である。その場合、県が支出する建設費のうち、実経済上、県内にとどまる額は、どのくらいになるのか。	経済波及効果とは、「事業活動で行われる支出（サービス・財等の購入）が、関連産業の生産増加等をもたらす効果」とされているところです。 スポーツ・コンベンションセンターの整備に伴う経済波及効果については、施設の建設に伴う効果、施設の維持管理・運営に伴う効果、来場者の行動に伴う効果が想定されます。 施設の建設に伴う経済波及効果は、施設整備費（建設工事費、基盤造成経費、初期備品購入費、設計監理費）に基づき試算したところ、約288億円となります。 これらは全額が県内に留まるものです。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	「PFI方式」の図には、県や指定管理者には、利用者からの利用料金の収入が記載されていないが、県には、その利用料は、どのように回収されるのか。	事業スキーム図は、SPCまたは指定管理者が運営する施設において、利用料金を収受し、利用料金はこれら運営主体の収入となることを示しております。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	県は、指定管理者との間に「事業契約」を締結することになっているが、この地域全体の収益性を確保するためには、新体育館をはじめ地域全体としての販売促進活動が必要であるが、その費用は、誰が負担するのか。指定管理者か。そのための金額はいくらと想定しているか。これらの役割とその金額を図示して、関係者の関連性を明らかにすることが必要である。	PPP/PFI手法では、公共施設の維持管理運営において、民間のノウハウを発揮することが期待されており、選定事業者の販売促進活動に要する費用は当該事業者自らの資金により事業を実施することが想定されております。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	県と指定管理者との「事業契約」とあるが、その契約の内容を明示する必要がある。委託か売買か、または、その契約の内容は、体育館の運営の委託契約か。指定管理者は、設計会社、建設会社、維持管理会社との間に、それぞれ「委託契約」を締結することになっているが、「発注」ではないか。	事業スキーム図によりお示しした「事業契約」については、PFI法に基づく事業契約を記載したものです。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	「体育館」は、その施設の利用者から利用料金を受け取ることになっているが、この「体育館」とは、県のほか、指定管理者のほか、あるいは、その他の者か。	利用料金を受け取るのは、従来方式の場合、県又は指定管理者、PFI方式の場合、SPC又は指定管理者となります。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	指定管理者と金融機関との間に「融資契約」とあるが、融資の内容（目的、当事者、金額など）、条件（金利、返済期間など）は、どのように想定しているのか。その場合の融資に伴う「支払利息」は、p37の「①支出（維持管理・運営費）」に含まれているのか。	選定事業者と金融機関との融資条件等については、当事者間で決定されるものと考えます。 御指摘の支払利息については、選定事業者が負担するものであり、県が直接負担するものではありません。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	「融資・財務モニタリング」とあるが、金融機関が体育施設の事業と財務を計算できるのか。そのような金融機関を選定するに当たっては、専門的なノウハウを有すること（第三者に対する委託ではなく）、直接に有することを条件とすることが必要である。	PFI事業等においては、建設や維持管理運営を行うSPC等を選定し、SPCが金融機関を選定し、融資契約を締結することになります。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	新体育館とその建設用地についての所有権は、現在は、県にあると思われるが、県は「指定管理者」または、体育館の「運営会社」、「維持管理会社」に対して、その用地を売却するのか、または賃貸するのか。賃貸の場合、その期間などの条件を明確にすることが必要である。また、定期借地とすると、事業者にとっては、十分に期待する施設等を整備することができないため、その集客力と収益性に限界を生じ、ドルフィンポートと同じように、問題が生じることになる。	スポーツ・コンベンションセンターは、県が事業主体である公共施設であり、県が用地を所有することになります。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	この新体育館の運営の健全性を判断するためには、長期(7年～10年間)の「財務諸表」を提示することが必要である。その場合、黒字転換時期を明確にすべきである。これ等のことを怠ると、オレンジ鉄道のように、長期的に展望なく赤字垂れ流しになり、最終的には、多額の債務を抱えたまま、経営破綻し、それを県民が負担することになる恐れがある。	スポーツ・コンベンションセンターについては、良質なスポーツ環境を提供することで、青少年の健全育成や県民の健康増進等に資する公共施設であり、収益施設には当たりませんが、コンサート、コンベンション等の多目的利用に活用することで、収益性の向上を図る必要があると考えております。 その整備に当たっては、想定される施設整備費や管理・運営費を少しでも低減させて県民の負担を軽くするとともに、より良いサービスを提供する観点から、PPP/PFI手法の導入について検討することとしており、この中で事業スキームや選定事業者の収支などについても検討を行うこととしております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	金融機関と県との関係について「協定」とあるが、その内容を明示することが必要である。	事業スキーム図によりお示した「協定」は、直接協定といい、選定事業者(SPC/指定管理者)による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等(県)によるPFI事業契約の解除権行使を融資金金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金金融機関等による選定事業に対する一定の介入を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金金融機関等との間で直接結ばれる協定のことです。 頂いた御意見を踏まえ、このことについて基本構想に記載を追加しました。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第6章 構想の具 体化に向 けて	「(1) 鹿児島本港区エリアにふさわしい施設整備」に関して、「景観や中心商店街との回遊性・融和性に配慮することが必要」としているが、抽象的表現である。誰が、どのように検討・配慮することが求められるのか。また、その内容を具体的事例で、方向性を示すことが必要である。	鹿児島港本港区エリアにふさわしい施設整備については、「鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン」に示されている景観や中心市街地との回遊性・融和性にも十分留意して整備に向けた検討を行う必要があると考えております。 これらの課題については、県として、基本構想の記載内容を基に、今後、整備に向けて具体的な配慮事項を整理した上で、事業者を公募することになると考えております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	景観について、「配慮すべき」とは、錦江湾や桜島の眺望だけか。錦江湾内のフェリーや南北ふ頭に発着する船舶や高速船のほか、帆船とかヨット、クルーズ船などの船舶の出入りなどの「港らしい風景」についても配慮することが必要ではないか。	スポーツ・コンベンションセンターが立地を予定している本港区エリアは、錦江湾や桜島の良好な景観を有することから、これらの景観にも配慮しながら検討を進める旨記載しており、御指摘の点についても今後の参考とさせていただきます。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	景観について、「配慮」、「留意」、「検討」する主体者は、誰か。県か、指定管理者か、「建設会社」か、「運営会社」か。その他の者か。主体を明確に記載することが必要である。	景観への配慮については、県として検討した基本構想の記載内容を基に、今後、整備に向けて具体的な配慮・留意事項を整理した上で、事業者を公募することになると考えております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	新体育館のデザインなどについて、「ふさわしいもの、眺望を楽しめる」との文章には主語がないので、誰が配慮することを想定しているのか。	いただいた御意見のうち「ふさわしいもの」の主語は「施設のデザインなど」となります。「眺望を楽しめる」の主語は「来場者」であることから、その旨を基本構想に記載しました。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	「楽しむことができる」とはどのような楽しみ方を想定しているのかを言葉だけでなく、「スポーツや食事をしながら」とか、「地域を散歩しながら」などと、例示することによって、その内容を具体的に表現することが必要である。	御意見を踏まえて、「散策やウォーキングをしながら、また、スポーツや食事をしながら、」の記載を追加しました。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>「中心商店街との回遊性・融和性」について新体育館本体の南北の駐車場と住吉地区に計画している駐車場について、周辺地域との回遊性を期待するためには、その利用者の駐車需要を収容できるほどの規模を整備することが必要である。回遊性に関しては、例えば、横浜市やアメリカのボストンなどにおいては、案内看板による文字情報だけでなく、道路標示により回遊路を案内しているが、鹿児島においてもまちづくりのデザインとして、取り入れることが必要である。この地域の来場者に回遊を促すために、県または市などがその回遊路に人々を引き付ける魅力のある施設やイベント、路上パフォーマンスなどを仕組むことが必要である。</p>	<p>駐車場の必要台数については、各種県大会における最大の来場見込み者数3千人に、自動車を利用する割合約8割を乗じた数を、1台あたりの想定乗車人数（約2.5人）で除すことで算出しました。</p> <p>その結果、各種県大会における必要台数は928台と算出されたことから、住吉町15番街区に、一般駐車場で500台程度、バス駐車場で50台程度、多目的広場を臨時駐車場として300台程度と想定したものです。</p> <p>また、施設本体の敷地内に、日常的な県民利用や関係者等の利用を想定した駐車台数として100台程度、障害者用駐車場についても必要台数を確保することとしております。</p> <p>このことにより、県大会等のスポーツ利用における十分な駐車台数を確保することとしております。</p> <p>また、コンサート等の大規模イベント開催時においては、最大で8千人程度の来場者のうち、約7割が県内からの来場者で、そのうち約4割が自動車利用と見込まれていることから、約2,400人が自動車利用と想定される場所です。これを1台あたりの想定乗車人数（約1.7人）で除することで、1,385台を必要台数として算出しました。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターの収容台数約900台との差である約500台については、周辺の民間等駐車場（約2,270台）の利用を想定している場所です。</p> <p>民間等駐車場の利用の現状から、コンサート・イベント等の大規模イベント開催時においても十分対応できると考えております。</p> <p>また、公共交通の利用促進やシャトルバスの運行等により、周辺道路への交通影響を抑制するとともに、シャトルバスの乗</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12			<p>降場やバスの転回場を確保することにより、円滑な運行や周辺道路への交通影響を抑制することとしております。</p> <p>アクセス動線については、各種大会やイベント等での人、車両の動線について、周辺の交通環境や施設配置等を踏まえ、想定を行ったところです。</p> <p>中心市街地との回遊性については、頂いた御意見も参考にしながら、鹿児島市や関係団体と連携し、また、道路管理者や交通管理者と協議しながら、検討してまいります。</p>
	第6章 構想の具体化に向けて	「④ 県民に愛され、県民の誇りとなる施設」について「愛され」とか「誇りになる」という言葉の内容が漠然としているため、具体的な事例(札幌の時計台のような)を示して、明確にすることが必要である。	<p>頂いた御意見を踏まえ、下記のとおり具体的な記載を追加しました。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターについては、県民にとって屋内競技の中核をなし、子どもや青少年だけでなく、高齢者も、あらゆる世代の、また、障害者や県内各地の県民がスポーツに親しむとともに、アスリートにとって、ここから全国・世界に羽ばたいていくシンボリックな施設として、また、それに加えてコンサート・イベント等を通じて、県内外からの来訪者で賑わい、感動を与える施設として、さらに、施設利用者だけでなく県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設として、中心市街地との回遊性を高め、大きな経済波及効果をもたらす施設として、永年にわたり県民に親しまれ、誇れるものとなるよう整備に向けた検討を進めることとしております。</p>
	第6章 構想の具体化に向けて	「(2)まちづくりや他事業との関連」についてその内容を具体的な事例(おはら祭など)を示して具体化することが必要である。	御指摘の具体的な事例等を街の回遊性にどう活かしていくかについては、今後、鹿児島市や関係団体と十分に連携してまいります。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>「(4)地域資源(木材等)の活用」について特に、県産材を例示しているが、北ふ頭のボードウォークでは、県産材を使用しているが、県産材には、耐水性から限界があり、当時は、適切な木材がなかったため、北米産を使用せざるを得なかったといういきさつがある。この計画で「地域資源」とは、具体的に何を想定しているかを明確にすべきである。</p>	<p>地域資源の活用については、県産木材や県産石材を想定しております。</p> <p>整備に当たっては、維持管理等の観点からも、具体的な内容について、今後、設計段階で検討してまいります。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>(p49)「(5)防災」について 防災の内容として、「津波」の発生時の「浸水」の記載はあるが、県もしくは、その浸水時の排水対策は、どのように講じているのか。その対応策を明確に記載することが必要である。そのほか、備えるべき災害の内容としては、新体育館とその近隣の地域、施設等の「火災」や「高波」、「地震」、「台風」、「暴風雨」のほか、事件・事故による「停電」、「断水」などが想定されるが、その災害の内容と対策が不明である。特に火災に対する防災対策が必要であると思われるが、各委託管理者やテナントなどの責任も明記すべきである。その防災対策について、だれが責任を担うことになるのか。災害の内容によっては、異なると思われるが、それぞれ記載することが必要である。これらの災害が発生した場合の誰が、どのような避難対策を講じることになるのかを記述することが必要である。</p>	<p>防災については、検討委員会において、12の客観的な評価項目に基づき整備候補地の絞り込みの検討を行ったところであり、防災上の課題では、県土砂災害警戒区域等マップ、鹿児島市津波ハザードマップ及び県水害リスクマップをもとに、土砂災害、津波、洪水といった自然災害による影響について個別に検討を行ったところです。</p> <p>その結果、整備予定地のうち、施設本体を配置するドルフィンポート跡地については、土砂災害、津波の浸水区域には含まれておらず、敷地のごく一部が0.5m未満の洪水の浸水区域に含まれておりますが、かさ上げ等の措置により対応が可能であることを確認しております。</p> <p>このほか、県においてドルフィンポート跡地は、大規模噴火時に噴石が到達する可能性などを示した「桜島火山ハザードマップ」において災害予想区域には含まれていないことを確認しております。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>防災に加えて、盗難や傷害、詐欺、放火、暴力行為等の犯罪に対する防犯対策についても記載することが必要である。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、災害発生時における対応施設としての活用も考えられることから、これら想定される災害に十分対応できるよう、整備に向けた検討を進めることとしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12			<p>施設の設計段階で検討する火災対策や防犯対策に加え、御指摘の浸水時の排水対策や災害対応等についても、今後、具体的に検討してまいります。</p>
	<p>第6章 構想の具 体化に向 けて</p>	<p>(p49)「(6)環境」の「②自然環境への配慮」についてエネルギーとしては、電力、ガス、水、太陽光、風力などが想定されるが、指定管理者やその他の事業主体に対して、どのような省エネルギー対策を想定し、期待しているのか。当初のPR21が策定した整備計画では、九州電力と専門家と協議して、冷暖房のエネルギー源として、海水の温度差発電を想定していたが、この計画では、太陽光や風力などについて、どのように想定しているのか。</p>	<p>自然環境への配慮については、様々な再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性に優れた設備の導入など、環境面にも配慮しながら整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <p>具体的な内容については、今後、設計段階で検討することとしております。</p>
	<p>第6章 構想の具 体化に向 けて</p>	<p>「持続可能性」とは、運営に関して、収益性と企画力を有する運営主体が求められるが、事業契約する指定管理者がこれを担うことになるのか。その場合、県も検討が求められるのかを明確に記述することが必要である。「持続可能性」が破綻した場合、その責任を担うのは、県か、指定管理者か。</p>	<p>施設の持続可能性については、収益性に寄与することが期待できるコンサート・イベント等の多目的利用について、スポーツ利用を優先することを前提に積極的に活用するとともに、今後検討を行うPPP/PFI手法において附帯施設に民間活力を導入するなど、県として、持続可能性の維持・向上に向けた検討を進めてまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>この地域全体における屋外機能としては、多目的広場、屋外デッキ等が想定されているが、これらの施設の運営には、民間の、しかも専門的なノウハウが必要と考えられるため、具体的に展開されるであろう活動の内容を想定したうえで、県は、これらの施設の建設・運営主体について、より深掘りして検討し、選定することが必要である。かつ、この地域に設置されている桜島フェリーターミナルや高速船ターミナル、南北ふ頭施設などの整備に関して、ノウハウを有する「民設民営」にすべきとの意見があったものの、当時の県の意向で、「公設公営」で建設、運営しているため、収益性が見込まれない施設が建設されてしまい、県が入居を期待した民間事業者の利用がなく、現在のような賑わいのない施設になっている。このことを踏まえて、このような施設の建設、運営に当たる事業者としては、そのようなノウハウを有する民間事業者を選定することが必要である。この場合、屋外機能を有する施設を「体育館」と「一体的に運営」するのであれば、その旨を指定管理者の募集に際して明確に提起し、選定することが必要である。また、屋外機能は、p43に記載してある「指定管理者」、あるいは、新体育館の「運営会社」が体育館と合わせて一体的に運営することになるのか、あるいは、別に運営するのかを明確に記述することが必要である。また、新体育館については、県が事業契約を締結する指定管理者に対しては、単に施設を貸し付けるだけか。(p43「PFI方式」の図によれば、体育館の建設から施設整備、維持管理、その他の地域全体の運営などまで業務全般を委託するかのよう記載されているが、そのように理解してよいのか。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターの整備に当たっては、想定される施設整備費や管理・運営費を少しでも低減させて県民の負担を軽くするとともに、より良いサービスを提供する観点から、PPP/PFI手法の導入について検討することとしており、この中で附帯施設への民間活力の導入を含めた事業スキームについても検討を行うこととしております。</p> <p>事業スキーム図でお示ししたPFI方式では、契約形態として設計・建設・維持管理・運営等複数の業務を一括発注することを示しております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第6章 構想の具 体化に向 けて	この地域で行われるイベントとしては、多様な事業主体がかかわるものと考えられるが、その場合の、イベント事業者と県や指定管理者等との間の連絡調整が必要であるが、その連絡調整機能を担う主体はだれか。また、その役割、権限、活動のための財源を明確に記述することが必要である。その場合、施設の整備費、維持管理費の負担、料金収入の管理などについて、県が委託しようとしている指定管理者の権限の範囲と責任を明確にし、契約内容に盛り込むことが必要である。	スポーツ・コンベンションセンターの整備に当たっては、想定される施設整備費や管理・運営費を少しでも低減させて県民の負担を軽くするとともに、より良いサービスを提供する観点から、PPP/PFI手法の導入について検討することとしております。 この中で県と選定事業者との役割分担を含む事業スキームについても検討を行うこととしております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	(p50)「(9) 関係者との連携」について当初のPR21では、鹿児島県、鹿児島市、商工会議所で構成された協議会において連携が図られたが、今次は、関係機関、団体として、港湾、交通、商業などに携わる機関、団体、事業者等が想定されるが、県には、これらの当事者との連携があるのか。また、連絡体制の構築は、誰が検討するのか(県か、指定管理者か、あるいはその他の第三者か)。その場合、どのような連携体制を期待しているのか。	これまで、屋内スポーツ競技団体をはじめ、経済団体、天文館関係団体、港湾関係団体に説明を行い、意見を伺ってきたところです。 スポーツ・コンベンションセンターの整備に当たっては、今後とも、屋内スポーツ競技団体や鹿児島市をはじめ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら検討を進めることとしております。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	当該地域には、港湾関係の施設や港湾業務との連携、調整の必要性について言及されていないが、港湾関係の大型コンテナ輸送車などの業務用だけでなく、船舶の利用者、観光客の入込みが予測されるが、その動線をどのように予測しているのか。	交通対策の中で主要動線として車両、人の動線を記載しておりますが、北ふ頭、南ふ頭からの動線も記載しているところです。 整備に当たっては、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら検討を進める必要があると考えております。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
12	第6章 構想の具 体化に向 けて	現在の体育館や武道館の建物や用地は、どのようにするのか。例えば、入札によって、売却するのか、賃貸するのか。または、払い下げるのか。その場合、新体育館の建設財源とするのかを明確にすることが必要である。	現体育館等の今後については、スポーツ・コンベンションセンターの整備スケジュールや今後の県体育館等の老朽化の状況などを見ながら、検討することとしております。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第2章 施設の コンセプト	アスリートファーストの根本 理念が薄らいできているのでは ないか？	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、施設のコンセプトとして、『する』スポーツをベースとした、アスリートファーストの施設とすることとしております。</p> <p>また、スポーツ利用を優先することを前提に、本港区エリアの立地を活かし、コンサートやコンベンション等の多目的利用について積極的に活用することとしております。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターについては、各種競技の大会基準等を元に必要な規模を決定の上、屋内スポーツ競技団体からのヒアリング調査等により利用日数を把握したところであります。</p> <p>その結果、想定される年間の利用形態は、スポーツ利用の日数が約7割と見込まれており、残りの約3割を多目的利用に有効活用することとしました。</p> <p>このように、同施設は、屋内スポーツ競技団体の利用意向を踏まえた施設規模であり、スポーツ大会の開催日数を確保した上で、コンサート・イベントなどの多目的利用にも活用できるものと考えております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第3章 整備予定地	<p>本港区は未だに国の港湾法に基づく港湾や倉庫、貨物輸送等の物流・港湾地区とされ、フォークリフトが行き交う危険箇所として県港湾条例によって県が管理している。本港区は今や北ふ頭での物流機能がなくなり、市県民や観光客等が「海辺に親しむ・憩いの場所」として、同時に将来的にも日本国内や世界から多くの人々が訪れる「稼げる場所」として市まちづくりの集客・展開の超一等地の格と位置づけられ、同時に条例の見直しや都市計画の変更など新たな展開が求められている。先に体育館ありきではないのか！順番が違ふ！中高生が主体の体育館を作るなど絶対ダメだ！「場所ありきではなく、機能や規模等を先に決め、後で場所は決めていきたい」と新しい進め方を説明していた。しかし、場所・候補地選定が始まった途端誤解や当局の暴走が始まった。評価点の最も高いドルフィン跡地に集約され、賛成（4～5名）、反対（2～3名）の声が上がった。虚偽の説明や委員からの要請や反対意見などを無視した当局の説明など目に余る強引な進め方が多くあった。このような手順で決められた案はダメだ！委員会の審議中に突然県民の声を聞くなど、又、その意見募集中に突然委員会を開き重要課題を決めるなど支離滅裂で迷走に次ぐ迷走という進め方であった。このような委員会審議で決められた案はダメだ！体育館整備が超一等地のドルフィン跡地である必要性はないのではないのか？</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、検討委員会において、昨年9月に、スポーツ振興の拠点としての機能に加え、多目的利用による交流拠点機能を有する施設として整備することにより、競技力の向上や競技人口の増加、県民への良質なスポーツ環境の提供を図るとともに、コンベンションを含めたイベントの開催を通じ、スポーツをする人もしない人も、また、様々な年代の人々が交流できる施設としたコンセプトが取りまとめられたところです。</p> <p>整備候補地については、検討委員会において、施設のコンセプト等を踏まえ設定した12の評価項目に基づき5箇所の整備候補地を評価した結果、ドルフィンポート跡地が最も優位であるとされましたが、本港区エリア全体のまちづくりや中心市街地との回遊性、他の事業との関連も考慮し、ドルフィンポート跡地と住吉町15番街区を一体的なエリアとして検討を進めていくこととされたところです。</p> <p>県民の意見募集については、整備候補地が本港区エリアとされたことを受け、同エリアにふさわしい施設として、基本構想（案）に盛り込んでほしい事柄等について、幅広く県民の皆様から、御意見を伺うために実施したものです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第3章 整備予定地	<p>市は鴨池ドーム一帯について、県からの問い合わせ・照会はないと言っている！県当局は検討委員会にウソの説明を行い、意図的に候補地に挙げなかったといわれているが事実か？議事録など公文書はあるのか？改めて、正式にオファーし、市の意向をしっかりと確認すべきではないか！</p>	<p>御指摘の提案につきましては、鹿児島市に対し、情報提供を行ったところです。</p> <p>その上で、スポーツ・コンベンションセンターの整備候補地の選定に当たりましては、検討委員会で立地が望ましいとされた鹿児島市内において、概ね1万5千平方メートル以上の土地を対象に、県有地につきましては、未利用地をリストアップするとともに、国有地、市有地、民有地については、それぞれ譲渡可能な土地について照会を行ったところです。</p> <p>この中で、鹿児島市に対しては、昨年10月5日に、土地の現状や、普通財産・行政財産といった財産の種類は問わないとして、幅広く文書で照会したところ、同市からは、10月29日に「脇田処理場等跡地」の1箇所について譲渡可能との回答を文書でいただいたところです。</p>
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試算	<p>稼げる要素もなく、将来展望への志が低く、真摯な対応が伝わらない。県民の声を聞き、ベクトルを求める姿勢が全く見られない。これではダメだ！</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、良質なスポーツ環境を提供することで、青少年の健全育成や県民の健康増進等に資する公共施設であり、収益施設には当たりませんが、コンサート、コンベンション等の多目的利用に活用することで、収益性の向上を図る必要があると考えております。</p> <p>基本構想は、県民への意見募集結果を参考とさせていただくとともに、県議会の御論議やパブリックコメントを踏まえ策定しました。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第6章 構想の具 体化に向 けて	中高生等の体育館利用者によ る回遊性は乏しく、鹿児島島のシ ンボル的な施設となり得るの か？	<p>スポーツ・コンベンションセ ンターと立地環境が類似する他 県の施設では、試合の合間や大 会を終えた生徒とその保護者は、 徒歩で近隣の商店街等へ出向き、 食事や買物をしている実態があ ることを確認しております。</p> <p>また、他県からの参加がある 大規模な大会では、宿泊を伴う 参加者も多く、近隣の商店街等 には飲食などで多くの人を訪れ る実態があることも確認してお ります。</p> <p>スポーツ・コンベンションセ ンターは、中高生のみならず、 社会人のスポーツ利用に加え、 コンサートやコンベンションで の来場者、さらには、県内外か ら訪れる観光客など、多くの方 に利用される交流拠点として、 回遊性を確保することにより、 賑わいを創出するシンボル的な 施設になり得ると考えておりま す。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第6章 構想の具 体化に向 けて	桜島の大爆発と津波（7メートルという）等に際し、若い中高生の命をどう守るのか？	<p>7mの津波との御指摘ですが、鹿児島市津波ハザードマップにおいて、ドルフィンポート跡地は、津波の浸水区域には含まれておりません。</p> <p>防災については、検討委員会において、12の客観的な評価項目に基づき整備候補地の絞り込みの検討を行ったところであり、防災上の課題では、県土砂災害警戒区域等マップ、鹿児島市津波ハザードマップ及び県水害リスクマップをもとに、土砂災害、津波、洪水といった自然災害による影響について個別に検討を行ったところです。</p> <p>その結果、整備予定地のうち、施設本体を配置するドルフィンポート跡地については、土砂災害、津波の浸水区域には含まれておらず、敷地のごく一部が0.5m未満の洪水の浸水区域に含まれておりますが、かさ上げ等の措置により対応が可能であることを確認しております。</p> <p>このほか、県においてドルフィンポート跡地は、大規模噴火時に噴石が到達する可能性などを示した「桜島火山ハザードマップ」において災害予想区域には含まれていないことを確認しております。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターについては、災害発生時における対応施設としての活用も考えられることから、これら想定される災害に十分対応できるよう、整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <p>実際に災害が発生した場合の対応については、今後、具体的に検討していくこととしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第6章 構想の具 体化に向 けて	鹿児島アリーナとの比較，バ ッティングする内容と対応を示 すべきではないのか？	<p>鹿児島アリーナについては，メインアリーナのフロア面積が約2千7百平方メートル，観客席が約5千7百席程度となっております。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターについては，メインアリーナのフロア面積が約3千7百平方メートル，観客席が8千席程度の規模を想定しており，同施設の整備により，これまで県内で開催できなかった大規模なコンサートや，学会，国際会議等の開催が可能となり，周辺の施設とは，コンサートやコンベンションの規模等により，棲み分けが図られるものと考えております。</p> <p>また，コンベンションの規模や形態によっては，スポーツ・コンベンションセンターをメイン会場，鹿児島アリーナをサブ会場とする分散開催など，連携して取り組むことも想定される場所です。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第6章 構想の具 体化に向 けて	後付けで機能追加されたコンベンションセンターは構造、規模的にはほとんど利用が無いのではないか？	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、平成30年2月に「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会」から提出のあった「スポーツ振興の拠点としての機能に加え、コンサート・イベント等の多目的利用による交流拠点機能があることが望ましい。」との提言をベースに、検討委員会において当初から両機能の検討を進めてきたところ</p> <p>です。</p> <p>検討に当たっては、需要予測調査や先行事例調査に加え、スポーツ利用について、屋内スポーツ競技団体に対し、利用意向や各種大会の基準等について調査を行うとともに、多目的利用について、イベントのプロモーターに対し、コンサートやコンベンションなどの市場動向や利用意向について調査を行ったところ</p> <p>です。</p> <p>多目的利用の利用日数については、需要予測調査の結果、整備予定地が決まる前の段階で40日～76日との結果を得ていたところ</p> <p>です。</p> <p>このように、コンベンションなどの多目的利用については、検討委員会において当初から検討を進めてきたところであり、後付けで機能追加されたものではないところ</p> <p>です。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	県は、まちづくりの主体である鹿児島市との緊密な協議・連携を行っていない。連携を密にしていると述べているが、個別課題等の意見の相違が目立ち、未来展望の協議形跡が全く見られない。県は体育館、市はサッカースタジアムなど自分の都合だけを言い張っている。これではダメだ。	<p>本港区エリアのまちづくりにについては、サッカー等スタジアムや市電路線の新設など、鹿児島市の事業との関係も想定されることから、県市の関係課の課長級職員で構成する連絡会を設置し、同エリアのまちづくりに係る意見交換を行っております。</p> <p>今後とも、同連絡会において十分に協議・連携してまいりたいと考えております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第6章 構想の具 体化に向 けて	中高生の素直な声を聞いたの か？	令和2年1月に、中学校・高 等学校の部活動指導者を対象に アンケート調査を行い、総合体 育館に望ましい機能等について 御意見を伺ったところです。 指導者からは、「全国・国際 大会が開催できる施設にしてほ しい。」「試合ができて幸せと 思えるような施設にしてほし い。」などの御意見をいただい たところです。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	天文館の人々の声がどうか、 聞いたのか？	天文館の関係団体に対しては、 昨年12月に検討委員会の検討 状況について説明を行うととも に、留意点などについて御意見 を伺ったところです。 関係団体からは、「検討委員 会において、本港区エリアが整 備候補地とされたことは良いと 思う。」「本港区エリアが整備 候補地とされたことについては、 地域の活性化につながり、鹿児 島が良くなるならば良い。」な どの御意見をいただいたところ です。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	体育館建設後の本港区につい て、サッカースタジアムや立体 駐車場、コンベンション施設な どをどう描いているのか？「ま ちの破壊」を示すべきではない か！	本港区エリアのまちづくりに ついては、スポーツ・コンベン ションセンター基本構想や、今 年度実施した整備可能性調査の 結果等を踏まえ、まずは、同エ リア内に、スポーツ利用に加え、 多目的な交流機能を有するスポ ーツ・コンベンションセンター の整備を進めてまいりたいと考 えております。 その上で、コロナ収束後の社 会情勢の変化や同施設の状況等 を考慮しながら、事業者公募で 検討しておりました宿泊機能や 集客機能はもとより、鹿児島市 が検討しているまちづくりの方 向性なども念頭に置きまして、 グランドデザインの開発コンセ プトに基づき検討してまいりた いと考えております。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
13	第6章 構想の具 体化に向 けて	コロナ禍、財政はどうか？ しっかりと説明できるか！	<p>スポーツ・コンベンションセンターの施設整備費については、類似施設を参考に、平均的な建築平米単価をもとに試算した結果、約205億円から約245億円とされたところです。</p> <p>これは、施設の規模・構成及び施設コンセプトが類似する最近の整備事例と同程度の金額であります。本県にとっては、大規模な事業であると考えております。</p> <p>今後の整備に当たっては、想定される施設整備費や維持管理・運営費を低減させるとともに、より良いサービスを提供する観点から、まずは、PPP/PFI手法導入について検討を行うこととしております。</p> <p>財源については、確保へ向けて、他県の事例も参考に、県債の活用を中心に、利用可能な補助金や交付金、基金の活用など、様々な手段について、検討しているところです。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	「将来に禍根を残すことはない」と言い張る知事は勿論、県幹部や検討委員会委員の名前を未来永劫記録に残し、責任の所在を明確に残すべきではないか？県議会に提出された基本構想案は到底議会や市県民の賛同は得られない。県知事自らが直ちに「白紙に戻す」べきと考える。	スポーツ・コンベンションセンターについては、検討委員会からいただいた基本構想（案）をもとに、これまで県議会から頂いた御意見や県民の皆様からの御意見を踏まえ、県としての基本構想を策定しました。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
14	第2章 施設の コンセプト	<p>この委員会は、「総合体育館基本構想検討委員会」と称する。基本構想案が提出された途端、新総合体育館は多目的利用をイメージしやすい「スポーツ・コンベンションセンター」を呼称として使うこととした。県民の意見や基本構想案をまとめた有識者から変更するよう要望があったとしている。県当局は勝手に呼称をかえた感がある。県民の意見や基本構想案をまとめた有識者から、どのような要望があったのか、経緯を説明しなければならない。総合体育館基本構想検討委員会設置要綱第1条では「総合体育館基本構想検討委員会」と称するとなっており、「スポーツ・コンベンションセンター」へ呼称を変更し「8割」のアスリートファーストが「7割」となり、コンベンション機能を「3割」としていた。新総合体育館基本構想検討委員会において検討されていなかったことが基本構想案が提出された途端勝手に変更されている。県民の民意はおざなりにして県当局は何を稚拙に迷走しているのか。</p>	<p>県では、平成29年度に、有識者や専門家で構成する「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会」を設置し、今後の大規模なスポーツ施設のあり方等について検討しました。</p> <p>同委員会の提言においては「スポーツ振興の拠点としての機能に加え、コンサート・イベント等の多目的利用による交流拠点機能があることが望ましい。」とされました。</p> <p>このようなことから、令和2年10月に設置した「総合体育館基本構想検討委員会」においても、当初からこの考えをベースに8回にわたり議論が交わされました。</p> <p>委員からは、「鹿児島に行つてMICEをやりたい、コンサートをやりたいというような施設を考えるべき」、あるいは「スポーツ振興に軸足を置くことを前提に多目的利用についても、施設の持続可能性・地域活性化の観点から重要」などの御意見をいただきました。</p> <p>また、フルオープンで開催された令和4年1月31日の第8回検討委員会において、委員から「総合体育館という名称では、施設のコンセプトと乖離しており誤解を招くため、例えばスポーツ・コンベンションセンターといった名称に変更してはどうか」等の意見が出され、協議の結果、検討委員会から提出された基本構想（案）においては、「スポーツ振興の拠点としての機能に加え、多目的利用による交流拠点機能を有する施設とされていることから、スポーツ・コンベンションセンターなど、施設のコンセプトにふさわしい名称に変更することを検討する必要がある。」とされました。</p> <p>県としては、このことや県民から同様の御意見が複数寄せられたことなどを踏まえ、一般的な名称として「スポーツ・コン</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
14			<p>ベンションセンター」としました。</p> <p>固有の名称については、ネーミングライツの取扱も含め、施設の竣工までに検討することとしております。</p> <p>なお、多目的利用の割合については、需要予測調査結果において、コンサート・イベント等の利用は24%を見込んでいるところです。</p> <p>それに収益が見込まれるプロスポーツ利用3%を、スポーツ利用ではなく、多目的利用として含めて概ね3割とお示しているものです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
14	第3章 整備予定地	<p>基本構想検討委員会へ整備候補地の絞り込みの評価基準に基づく県当局の評価点数を明確にしたのは「5か所の候補地」だけであった。複数の候補地として選定した土地のほか、これまでに県議会や知事へのたより等で、整備候補地として提案・要望が出された箇所は検討委員会において再度、評価基準に基づく評価点数を明確にすることをしていた。「鴨池ドーム等敷地」に関しての評価は満点に近い点数であったにもかかわらず、県当局側は評価点数の回答のないまま5箇所の整備候補地に限定された中から鹿児島港本港区エリアの本港新町5-4ほかと住吉町15番街区を一体的なエリアとして整備候補地が選定された。「鴨池ドーム等敷地」が整備候補地として適さないという理由としたのは「屋内運動施設やテニスコート等として利用されており、鹿児島市からは譲渡の意向なし」と県当局は報告していた。一方、鹿児島市側は「鴨池ドーム等敷地」が整備候補地に適しているのか、などというように県当局からの公文書による「問い合わせ・照会」はなかったとしている。鹿児島県には、当然、「鴨池ドーム等敷地が整備候補地となりうるか」との問い合わせをした「公文書」が残されていなければならない。「整備候補地として適さない理由」の回答は捏造だったのか。「鴨池ドーム等敷地」が整備候補地としてなりうるのか鹿児島市側に問い合わせをした経緯の「記録」がなければ県当局は検討委員会へ虚偽報告をしたこととなる。県民の民意を冒涇した大きな問題である。薩摩郷中教育にある「嘘をつくな、負けるな、弱い者をいじめるな」の掟を県職員たるものが破ったのか。</p>	<p>御指摘の提案につきましては、鹿児島市に対し、情報提供を行ったところでは、</p> <p>その上で、スポーツ・コンベンションセンターの整備候補地の選定に当たりましては、検討委員会で立地が望ましいとされた鹿児島市内において、概ね1万5千平方メートル以上の土地を対象に、県有地につきましては、未利用地をリストアップするとともに、国有地、市有地、民有地については、それぞれ譲渡可能な土地について照会を行ったところでは、</p> <p>この中で、鹿児島市に対しては、昨年10月5日に、土地の現状や、普通財産・行政財産といった財産の種類は問わないとして、幅広く文書で照会したところ、同市からは、10月29日に「脇田処理場等跡地」の1箇所について譲渡可能との回答を文書でいただいたところでは、</p> <p>この提案を含め県議会や知事へのたより等を通じて御提案をいただいた土地については、必要な面積を確保できないことや所有者に譲渡意思がないことなどを確認し、候補地として適しないと判断したところであり、第5回の検討委員会においてお示ししたところでは、</p> <p>また、これらの土地について、5つの整備候補地と同様に12の評価項目により改めて評価を行い、その結果を第8回検討委員会においてお示ししたところでは、</p> <p>なお、鴨池ドーム等敷地については、第8回検討委員会でお示しした参考資料2では、36点満点中17点の評価となったところでは、</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
14	第3章 整備予定地	<p>新総合体育館基本構想検討委員会を所管し主導してきた県当局は潔く「スポーツ・コンベンションセンター基本構想(案)」のなかでの整備候補地の絞り込みにおいては、県当局所管部が「功」をあせり暴走した感がある。ここは「公務員倫理」に基づいた手順で正当に「新総合体育館基本構想検討委員会」に差し戻し鹿児島市、鹿児島県、商工会議所、商工会、財界関係者、アマチュアスポーツ団体代表、プロスポーツ団体代表、イベント企画会社などを加えた整備候補地の絞り込みを官民一体となり再スタートさせることである。「協力は強力なり」で「新総合体育館基本構想検討委員会」を再スタートさせてもらいたい。「鴨池ドーム等敷地」も整備候補地としてもう一度、正当な手順で鹿児島市、鹿児島県が一体となり検討することを望みます。</p>	<p>御指摘の提案につきましては、鹿児島市に対し、情報提供を行ったところです。</p> <p>その上で、スポーツ・コンベンションセンターの整備候補地の選定に当たりましては、検討委員会で立地が望ましいとされた鹿児島市内において、概ね1万5千平方メートル以上の土地を対象に、県有地につきましては、未利用地をリストアップするとともに、国有地、市有地、民有地については、それぞれ譲渡可能な土地について照会を行ったところです。</p> <p>この中で、鹿児島市に対しては、昨年10月5日に、土地の現状や、普通財産・行政財産といった財産の種類は問わないとして、幅広く文書で照会したところ、同市からは、10月29日に「脇田処理場等跡地」の1箇所について譲渡可能との回答を文書でいただいたところです。</p> <p>この提案を含め県議会や知事へのたより等を通じて御提案をいただいた土地については、必要な面積を確保できないことや所有者に譲渡意思がないことなどを確認し、候補地として適さないと判断したところであり、第5回の検討委員会においてお示ししたところです。</p> <p>また、これらの土地について、5つの整備候補地と同様に12の評価項目により改めて評価を行い、その結果を第8回検討委員会においてお示ししたところです。</p> <p>なお、鴨池ドーム等敷地については、第8回検討委員会でお示しした参考資料2では、36点満点中17点の評価となったところです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
14	第4章 配置計画	<p>ドルフィンポート跡地から眺望する鹿児島湾に浮かぶ雄大な桜島。眼前に広がる鹿児島湾。親水浜公園として世界に誇る県都鹿児島市の中心市街地も眼前に広がる自然から与えられた絶景スポット。世界へ誇る大自然に恵まれた大パノラマを醸し出す活火山である桜島と県都鹿児島市中心市街地がコラボした貴重な観光スポットヘスポーツコンベンションセンターという高さ40メートル以上の戸板の壁で鹿児島湾に浮かぶ桜島を建物の階層構成により戸板の壁が眼前に目隠しして威圧するような建物がドルフィンポート跡地にできるのである。将来に禍根を残すレガシーとなるであろう。多額な建設費をかけて世界で唯一の大パノラマが眼前に広がる観光スポットとしてインバウンドによる観光客の目玉になること間違いない。この地に威圧感のある建物を建てる必然性はどこにあるのか。世界に誇る自然のまま鹿児島湾に浮かぶ雄大な桜島の大パノラマの絶景スポットを喪って良いのか。古くから我が鹿児島は「史と景の街」で「西郷さんと焼酎と桜島」の「3S」で有名な「おいどんのさつま」である。</p>	<p>整備に当たっては、景観について、以下の点に配慮して整備に向けた検討を進める旨記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市の景観条例に基づく建物の高さ制限を遵守して検討を進める（現時点で、施設の高さは25mから30mを想定） ・市街地からの桜島の眺望に留意して検討を進める ・海から見た市街地などの景観にも留意する ・ウォーターフロントパークについては、現状のままとする ・隣地に整備する多目的広場については、ウォーターフロントパークとの一体的な景観に留意する ・施設のデザインなどについて本港区エリアにふさわしいものとすることや、新たに展望スペースなどを設置する <p>具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
14	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>基本構想検討委員会では社会的・経済的に大きな影響を与えると考えられるマグニチュード（M7）以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯の長期評価について検討されていない。「鹿児島西縁活断層帯」にかかる場所を整備予定地として選定したことは防災上の観点から大きな問題が残る。桜島大爆発と海底爆発による7メートル以上の大津波に呑み込まれる可能性のある場所である。県総合体育館は安心安全な場所に建設することが優先される。中高生の若きアスリートの未来を護るためには改めて候補地選定から再考すべきである。「将来に禍根を残すような遺産を残してはならない」「引き返すなら今しかない」</p>	<p>7mの津波との御指摘ですが、鹿児島市津波ハザードマップにおいて、ドルフィンポート跡地は、津波の浸水区域には含まれておりません。</p> <p>また、鹿児島西縁活断層帯については、平成9～10年度に県が実施した地質調査において、同断層の存在は確認できず、仮に調査深度以深に同断層が存在するとしても、起震断層として考慮する必要はないものと判断されているところです。</p> <p>防災については、検討委員会において、12の客観的な評価項目に基づき整備候補地の絞り込みの検討を行ったところであり、防災上の課題では、県土砂災害警戒区域等マップ、鹿児島市津波ハザードマップ及び県水害リスクマップをもとに、土砂災害、津波、洪水といった自然災害による影響について個別に検討を行ったところです。</p> <p>その結果、整備予定地のうち、施設本体を配置するドルフィンポート跡地については、土砂災害、津波の浸水区域には含まれておらず、敷地のごく一部が0.5m未満の洪水の浸水区域に含まれておりますが、かさ上げ等の措置により対応が可能であることを確認しております。</p> <p>このほか、県においてドルフィンポート跡地は、大規模噴火時に噴石が到達する可能性などを示した「桜島火山ハザードマップ」において災害予想区域には含まれていないことを確認しております。</p> <p>このことから、災害発生時における対応施設としての活用も考えられることから、これら想定される災害に十分対応できるよう、整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <p>実際に災害が発生した場合の対応については、今後、具体的に検討していくこととしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
15	第1章 計画策定の趣旨	老朽化の具体的課題，耐震化等の不備や将来的に見込まれる改修等経費の増大規模についての言及も必要では。	<p>現在の県総合体育センター体育館は，耐震性には問題はないとされているものの，築後61年経過しており，相応の費用を負担し，定期点検や必要な補修等を行いながら機能を維持している状況にあり，今後も相応の費用を要することが想定されます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ，これらの状況について記載しました。</p>
	第1章 計画策定の趣旨	<p>県全体へ持続的発展と活力増進をもたらすスポーツ振興の推進及び多目的交流拠点としての多種多様なニーズに，まずは，既存の鹿児島(西原商会)アリーナとの相乗効果も期待できる快適な潜在的利用環境で優れた鹿児島市へ，本県の中核，基幹となるべき機能を兼ね備えた屋内施設を整備することが喫緊の課題であると言及しては。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては，「スポーツ振興の拠点機能として，全国・国際大会の誘致が可能な屋内スポーツ競技の中核的な施設とするとともに，多目的利用による交流拠点機能として，コンサート，イベント，コンベンション等を開催することにより，周辺地域への波及等による経済波及効果など地域活性化を図る」などの施設コンセプトを取りまとめた上で，施設のコンセプトに示された機能を最大限に発揮させる観点から，その立地条件について検討した結果，離島や大隅地域をはじめ県土全域からの交通利便性や宿泊・商業施設の集積状況などを踏まえると，鹿児島市に立地することが望ましいと考えております。</p> <p>鹿児島アリーナとは，施設の規模が異なることから，スポーツ利用及び多目的利用のいずれにおいても，その規模・形態に応じて，棲み分けや連携を図ることが可能であると考えております。</p> <p>また，現在の県体育館の老朽化や，狭隘への対応は先送りできない課題であると考えています。</p> <p>頂いた御意見も踏まえ，これらについて，基本構想に記載しております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
15	第1章 計画策定の趣旨	<p>近年、頻発、激甚化している豪雨災害、離島等での火山噴火、想定される巨大台風と南海トラフ巨大地震への備えとなる機能も有する大規模屋内施設を、先ずは、人口が多く、大隅半島や離島からのアクセス面で優れた鹿児島市内に整備することが、防災や減災の実現を目指した県全体としての取り組みに大きく寄与すると言及しては。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、「屋内スポーツ競技の中核的な施設として、県大会をはじめとする各種大会の円滑な運営や、全国・国際大会の誘致が可能な施設とする」などの施設コンセプトを取りまとめた上で、施設のコンセプトに示された機能を最大限に発揮させる観点から、その立地条件について検討した結果、離島や大隅地域をはじめ県土全域からの交通利便性や宿泊・商業施設の集積状況などを踏まえると、鹿児島市に立地することが望ましいと考えております。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターについては、災害発生時における対応施設としての活用も考えられることから、想定される災害に十分対応できるよう、整備に向けた検討を進めることとしており、離島や大隅地域をはじめ県土全域からの交通利便性に優れた立地を踏まえ、その機能等を検討する必要があると考えております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、これらの考えについて記載しました。</p>
	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>災害発生時、発生後の人的、物的影響の軽減に繋がる機能を兼ね備えた施設構築を念頭に、非常時の施設機能維持と自然環境への配慮が図られる太陽光等の再生可能エネルギーや蓄電池設備等の導入について、最先端の民間ノウハウ導入も含め、検討すると言及しては。</p>	<p>自然環境への配慮については、様々な再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性に優れた設備の導入など、環境面にも配慮しながら整備に向けた検討を進めることとしております。</p> <p>具体的な内容については、今後、設計段階で検討することとしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
15	第6章 構想の具 体化に向 けて	施設持続性の観点からも、収益性に寄与する様々な競技の強化、育成や多目的利用の選択肢、可能性を広げる機能、設備の充実へ向け、地場の産学官連携による活力等も積極的に取り込むなど、多方面の潜在的能力活用を図ると言及しては。	施設の持続可能性については、収益性に寄与することが期待できるコンサート・イベント等の多目的利用について、スポーツ利用を優先することを前提に積極的に活用するとともに、今後検討を行うPPP/PFI手法において附帯施設に民間活力を導入するなど、県として、持続可能性の維持・向上に向けた検討を進めてまいります。
	第6章 構想の具 体化に向 けて	本整備を起点に、県内や鹿児島市内に点在する既存スポーツ施設等が、本県のスポーツに留まらない振興や災害拠点ネットワークとして担うべき役割を整理、明確化した上で、資源の無駄遣いにも目を向けつつ、その責務が永続的に果たせられるよう、所管する行政機関等との間での緊密な連携と施策展開を推し進める過程での調整に今後、県は関与すると言及しては。	整備に当たっては、屋内スポーツ競技団体やまちづくりを所管する鹿児島市をはじめ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら検討を進める必要があると考えております。 また、既存のスポーツ施設との連携・役割分担についても検討を進めてまいります。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
16	第1章 計画策定の趣旨	<p>P2 現体育館の利用実績（令和元年度）現武道館利用実績（令和元年度）には，年間稼働日数や稼働率，利用者数等はあるが，肝心の年間の収入金額はない。県の収入なのでこれに書き入れて公表してほしい。</p>	<p>現体育館においては，8,982,240円，現武道館においては，柔道場で1,831,875円，剣道場で1,489,455円，弓道場で1,053,475円となっております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ，現体育館・武道館の利用料金収入について記載しました。</p>
	第2章 施設のコンセプト	<p>名称変更について，いきなり横文字になっていますが，内容は総合体育館案と全部同じです。コンベンションセンターの名を語る以上は，もっと見本市や会議場が主体となるようにしたほうが良い。そのためには武道（柔道剣道弓道）を体育館と切り離し，現武道館跡に建て替えるのはできないだろうか。球技と武道はスポーツといっても和と洋，相いれないスポーツだから。</p>	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては，施設のコンセプトとして，スポーツ振興の拠点機能に加え，コンサート・イベント・コンベンション等の多目的利用による交流拠点機能を備えた施設としております。</p> <p>施設配置案については，検討委員会において，建設コスト，維持管理コスト，施設の一体的利用の観点から，柔剣道場，弓道場を含む施設本体は一体的に整備することとされたところです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
16	第3章 整備予定地	<p>一般の県民が意見を述べるには何をどう書いたらいいのか分からなかった。設計・図面・測量など建築関係士、統計士、会計士、都市計画士などのプロでなければ解りにくい基本構想案だと思う。最後のページにある検討委員の方々もこの道のプロはほとんど入っておられないよ、うなので、気の毒に思う。そんな中でも、景観を憂慮された委員がいたことはありがたかった。（新聞報道）もし『桜島の景観を阻害しないか』という評価項目があったらドルフィンポート跡地は点数としては0点、さらに交通の便でもバス路線を増やせば点数が高くなる候補地もあった。もし、この検討委員に高齢者・福祉関係者、緑地公園関係者、自然環境関係者、コンパクトな街づくり関係者、SDGS関係者などが入っておられたら違う場所での構想案になっていたかもしれない。さらに、体育館の建設後にはサッカー場も取りざたされている。この絶景の地にスポーツ関係者だけが優遇される施設を造ってもいいのでしょうか。青少年を育成するのはスポーツだけではありません。また、10年後には、超高齢化社会、超少子化社会になっています。スポーツ施設対策室の皆様には、10年後20年後50年後を見据えたコンパクトな施設を企画していただきますよう切望します。</p>	<p>検討委員会では、昨年9月に、スポーツ振興の拠点としての機能に加え、多目的利用による交流拠点機能を有する施設として整備することにより、競技力の向上や競技人口の増加、県民への良質なスポーツ環境の提供を図るとともに、コンベンションを含めたイベントの開催を通じ、スポーツをする人もしない人も、また、様々な年代の人々が交流できる施設としたコンセプトが取りまとめられたところです。</p> <p>整備候補地については、検討委員会において、施設のコンセプト等を踏まえ、景観条例など法令への適合性や交通利便性などを含む12の評価項目に基づき5箇所の整備候補地を評価した結果、ドルフィンポート跡地が最も優位であるとされましたが、本港区エリア全体のまちづくりや中心市街地との回遊性、他の事業との関連も考慮し、ドルフィンポート跡地と住吉町15番街区を一体的なエリアとして検討を進めていくこととされたところです。</p> <p>また、整備に当たっては、本港区エリアの立地を活かし、スポーツ大会等の施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みづくりとして、多目的広場やアプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設としての整備を検討することとしております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
16	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	P38 ※総合体育館の来場予 定者数は、上位予測の人数を使 用、とあるが最下位予測の人数 との平均を載せるべきではない ですか。	昨年度実施した需要予測調査 結果においては、県内のどの地 域に立地するかわからない段階 であったため、来場者数につい て、上位予測と下位予測をお示 しました。 今回の試算においては、整備 予定地とした鹿児島港本港区が 中心市街地に近く利便性に優れ た場所であることから、来場者 について上位予測の数値を採用 することが妥当であると判断し たところです。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	P35 利用料金収入、ア・イ 利用日数に1日当たりの利用料 金を乗じる手法により試算、と あるが1日当たりの有料利用者 数は何人ですか。満室・満員で 計算されたのですか。 昨年度実施した需要予測結果 に基づく、とあるが、昨年度は コロナ禍で予測不能ではなかつ たのでは。	利用料金収入の試算に当たっ ては、メインアリーナなどの施 設は、フロアに対して人数を単 位として貸し出すのではなく、 時間や日数を単位として貸し出 すことから、利用者数ではなく、 利用形態ごとに想定される利用 日数に、1日当たりの利用料金 を乗じる手法により算定してお ります。 需要予測調査については、プ ロモーターから、コロナ後は需 要が回復する見込みであるとの 見解を踏まえた結果が示されて おります。
	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	P36 利用料金収入の概算、 のスポーツ利用4千8百万円は 妥当だろうか。社会情勢等の変 化により今後変動する可能性が あったとしても、少し甘くはな いのですか。若者の武道人口は年 々少なくなり鹿児島アリーナに も立派な施設があり分散するの では。P2の収入が分かればあ る程度割り出せるはずです。	利用料金の試算においては、 昨年度実施した需要予測調査の 結果等を基に試算を行いました。 その際には、屋内スポーツ競 技団体に対し当該施設の利用意 向調査を行った結果を分析し、 利用日数を算出した結果を反映 しているところです。

受付	項目	意見の概要	県の考え方
16	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	P37 収支の概算の表に▲89百万円とあるのは、毎年1億円弱の赤字になるということですか。収入が上位予測で計上されているので、赤字が1億円を突破するようなことはないですか。これも私たちの税金です。その場合は誰が責任を取り、誰が払い続けるのですか。	<p>スポーツ・コンベンションセンターについては、良質なスポーツ環境を提供することで、青少年の健全育成や県民の健康増進等に資する公共施設であり、収益施設には当たりませんが、コンサート、コンベンション等の多目的利用に活用することで、収益性の向上を図る必要があると考えております。</p> <p>今回の試算においては、整備予定地とした鹿児島港本港区が中心市街地に近く利便性に優れた場所であることから、来場者について上位予測の数値を採用することが妥当であると判断したところです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
16	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試 算	<p>P37自立度を0.7と予測しており類似施設に比べると高い、とあるが既存の施設ならまだしも、これから造ろうとする施設に0.7は夢がない。(完成する令和10年度には鹿児島県の高齢者は半分近くになり体育施設の自立度はさらに低くなりそうな気がする。)せめて自立度1.0以上を目指す施設になるようにさらに検討すべきである。税金を無駄にしないためにも。</p>	<p>維持管理・運営費については、石川県や福岡県など、類似施設を参考に、平均的な維持管理・運営費の平米単価をもとに試算した結果、約2億9千7百万円とされたところです。</p> <p>また、全国・国際大会などのスポーツ利用に加え、コンサート等の多目的利用などにより、収入を約2億8百万円見込み、収支差は約8千9百万円とされたところです。</p> <p>この結果、維持管理・運営費に対する収入の割合は0.7と予測され、これは、他県の類似施設と比べ、比較的採算性が高いとの評価を、検討委員会からいただいております。</p> <p>年間利用日数の約7割が県民等のスポーツ利用に供される同施設は、全ての県民の皆様がスポーツに親しむ環境を提供することに重きを置いた公共施設である以上、収支比率の改善には限界があると考えております。</p> <p>しかしながら、今後、想定される維持管理・運営費を低減させる観点から、PPP/PFI手法の導入やネーミングライツについて検討を行うとともに、現在想定している以上のイベントや大会誘致が実現できるよう、プロモーター等への戦略的なPRなどに取り組むことにより、収支比率の改善に努めてまいりたいと考えております。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
16	第5章 事業費、 収支及び 経済波及 効果の試算	<p>P38(3)新総合体育館の来場者一人当たりの消費額(交通費、宿泊費、飲食費等)と来場者数に基づき試算したところ、約51億円となった、とあるが、この51億円は誰が試算したのですか。県ですか委託会社ですか、それは1社だけですか複数社ですか。調査費用はいくら支払われたのですか。県民が納得するような51億円の根拠を、詳細に公開すべきです。県大会にせよコンサートにせよ観客はほとんどが鹿児島県内の客で、県内全域(離島を除く)が2時間以内に帰省できます。駐車場が十分確保されているので車で来場する人が多く出費はガソリン代と駐車料金だけ、昼食や夕食も家または郊外で食べる。直行直帰型の観客が多いと予想される。51億円もの効果は本当にありますか。事務局や県知事は本当に51億円もの経済効果が出ると思っておられるのですか。会社のせいにならないで自分たちできちんと精査してみてください。</p>	<p>経済波及効果の試算については、需要予測調査における上位推計である41万人に主催者等1万人を加えた42万人を来場者数と見込んだところです。</p> <p>42万人の内訳については、スポーツ利用については、需要予測調査結果、多目的利用については、観光庁統計に基づき、宿泊を伴う県外からの来場者は約4万6千人、同県内は約2万7千人、日帰りの県外からの来場者は約3万7千人、同県内は約3万1千4千人と見込んだところです。</p> <p>来場者一人当たりの消費額については、観光庁や自治体の観光統計資料に基づき、県外からの宿泊の場合、約4万7千円、同県内は、約2万7千円、県外からの日帰りの場合、約9千円、同県内は、約3千円としております。</p> <p>このことから、利用形態ごとの来場者数にそれぞれの観光消費額を乗じて得られた直接効果は約42億円となりました。</p> <p>これに一次波及効果・二次波及効果を算出するため産業連関表を活用した結果、毎年約51億円の経済波及効果を見込んでいるところです。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
17	第6章 構想の具 体化に向 けて	<p>基本構想（案）に賛同します。大規模な新総合体育館の建設は、屋内スポーツ団体や愛好者にとって体育館不足の解消に繋がります。また、競技面積も十分にフットサル愛好者にとっても魅力ある施設です。随分と長い間、利用方法が見いだせなかったこの敷地に、目的を持った新総合体育館が建設されることに異論はありません。議論は尽くしたと思います。少しでも早く建設を前に進めていただきたいと思います。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>スポーツ・コンベンションセンターの整備に向けて、着実に取り組んでまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
18	第2章 施設の コンセプト	<p>名称「県立体育館案」を、最後になって深い議論もせず、急に「スポーツ・コンベンションセンター」と、取って付けた様な名称へと変更したのか。また、コンベンションとしての利用機能を議論したとも聞かない。更に「コンベンション会場」とは、体育館の空き期間に使えるレベルのものとは段違いなのに、コンサートや簡単な会議の延長程度のレベルで開催可能と考えているなら、全国の「本格的なコンベンション会場の勉強が足りない」と申し上げたい。(古い施設ではなく最新の傾向を勉強して欲しい。他県では街興しの中核に考え、都市間競争に勝てる施設造りに取り組んでいる)これからの「コンベンション会場」とは、「世界から一流の人達が集まる学術会議や各種学会、国際会議場、国際的展示会等を開催するための会場」であり、更に会合の開催だけでなく参加者の交流の場や歓迎レセプションも提供できる場所が求められている。他の都市の施設は年々高級化しているはずで、受注競争に鎗を削っている施設である。ウォーターフロント敷地は「世界の人達が認める最高の景観を誇る場所」だから、この場にコンベンション会場を作る事に反対しないが、しかし8000人規模の体育館の空き日程を、「世界のコンベンション開催希望者」に企画提案できるはずがない。そんなことが判らないのかなと、不思議に思うほどである。名称だけで誤魔化す手法は「鹿児島県がこの素晴らしい場所で計画を進める事は、今後50年間も恥をさらずようなものである。こんな曖昧な名称変更には断然反対する。正々堂々と「塩田知事の選挙公約でもあったコンベンション建設構想を、ウォーターフロント地区で本格的に造る計画の議論」に反対しないが、本</p>	<p>県では、平成29年度に、有識者や専門家で構成する「大規模スポーツ施設の在り方検討委員会」を設置し、今後の大規模なスポーツ施設のあり方等について検討しました。</p> <p>同委員会の提言においては「スポーツ振興の拠点としての機能に加え、コンサート・イベント等の多目的利用による交流拠点機能があることが望ましい。」とされました。</p> <p>このようなことから、令和2年10月に設置した「総合体育館基本構想検討委員会」においても、当初からこの考えをベースに8回にわたり議論が交わされました。</p> <p>委員からは、「鹿児島島に行つてM I C Eをやりたい、コンサートをやりたいというような施設を考えるべき」、あるいは「スポーツ振興に軸足を置くことを前提に多目的利用についても、施設の持続可能性・地域活性化の観点から重要」などの御意見をいただきました。</p> <p>また、検討委員会では、委員から「総合体育館という名称では、施設のコンセプトと乖離しており誤解を招くため、例えばスポーツ・コンベンションセンターといった名称に変更してはどうか」等の意見が出され、協議の結果、委員会のコンセンサスが得られました。</p> <p>このため、検討委員会から提出された基本構想(案)においては、「スポーツ振興の拠点としての機能に加え、多目的利用による交流拠点機能を有する施設とされていることから、スポーツ・コンベンションセンターなど、施設のコンセプトにふさわしい名称に変更することを検討する必要がある。」とされました。</p> <p>県としては、このことや県民から同様の御意見が複数寄せられたことなどを踏まえ、一般的</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
18		<p>来は体育館なのに「名前だけで誤魔化す計画」は、塩田知事の顔に泥を塗るのに等しいとも言える。担当部署はこんな計画で、知事に不名誉な烙印を押されない様に変更するべきである。</p>	<p>な名称として「スポーツ・コンベンションセンター」としました。</p> <p>なお、固有の名称については、ネーミングライツの取扱も含め、施設の竣工までに検討することとしております。</p> <p>県としては、コンベンションなどを開催すると、ビジネス機会を生み出したり、都市のブランドカアップに寄与したりするほか、経済波及効果も大きいと考えるので、鹿児島が国際都市として今後発展していくために、コンベンション・展示機能の強化は必要だと考えています。</p> <p>そのため、今年度（令和3年度）、ドルフィンポート跡地等を活用したコンベンション・展示機能の整備を検討するために、整備可能性調査を行いました。</p> <p>調査結果によると、現在は、新型コロナウイルスの影響で、オンラインで開催されるコンベンションも増えており、今後、実際に会場に参加者が集まるコンベンションがどの程度増えるか予測が難しい状況です。</p> <p>また、コンベンション関連団体からの聞き取りでは、複数の施設を会場に開催するコンベンションにおいて、会場間を移動する際のサポートを充実させたりするなど、施設整備以外の取り組みを充実させることで、既存施設をさらに活用し、より多くのコンベンションを開催できる可能性もあると示されています。</p> <p>これらのことから、調査結果においては、まずは、今後整備予定のスポーツ・コンベンションセンターのコンベンション・展示機能を最大限活用することが最善とされたところです。</p> <p>この調査結果を踏まえ、県としても、現時点では、スポーツ・コンベンションセンターの機能を最大限活用することが最善</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
18			<p>と考えます。</p> <p>他県の類似施設においては、参加者約8千人の大規模な学会を、近隣のホールやホテルと連携して開催した事例や、参加者約1万2千人の大規模な国際会議を、近隣のホテルや国際会議場と連携して開催した事例などがあることを確認しております。</p> <p>今後、新型コロナウイルスの影響もなくなり、コンベンションなどが数多く開催されるようになって、施設が足りないような状況となった場合には、新たなコンベンション・展示機能について必要かどうか、どのような方法で整備するかなどを検討することもあり得ると考えています。</p> <p>また、コンベンションの推進に当たっては、いただいた御意見も参考に、推進体制や予約システムの構築など、誘致に資する取組について検討してまいります。</p>
	第3章 整備予定地	<p>県体育館基本構想検討委員会では、塩田知事から要請のあった「県立体育館としての基本構想を検討する委員会」としてスタートしたと聞いていた。不審に思うのは、何時の間にかドルフィンポート跡へ設置と「場所決定」まで踏み込み、更に最後は名称を「スポーツ・コンベンションセンター」と変更した事に驚かされた。最終内容は、当初の委員会の設置目的と違い過ぎる事に、委員会の運営方法にも疑問を感じる。体育館の利用条件の議論が主目的なら、そこままで提案を纏めるべきなのに、色々聞けば委員会の運営を担当する総合政策部スポーツ施設対策室が、強引に進めたい方向へと摩り替え様としている事が主な原因と思えてならない。</p>	<p>御指摘の提案につきましては、鹿児島市に対し、情報提供を行ったところでは、</p> <p>その上で、スポーツ・コンベンションセンターの整備候補地の選定に当たりましては、検討委員会で立地が望ましいとされた鹿児島市内において、概ね1万5千平方メートル以上の土地を対象に、県有地につきましては、未利用地をリストアップするとともに、国有地、市有地、民有地については、それぞれ譲渡可能な土地について照会を行ったところでは、</p> <p>この中で、鹿児島市に対しては、昨年10月5日に、土地の現状や、普通財産・行政財産といった財産の種類は問わないとして、幅広く文書で照会したところ、同市からは、10月29日に「脇田処理場等跡地」の1箇所について譲渡可能との回答</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
18		<p>まず塩田知事は、選挙公約で「鹿児島に稼ぐ仕事を造り、元気に！」との趣向を主張していたし、また体育館は場所決定前に「体育館としての機能や使用条件等を纏めて」から、次の段階へ向かうものと、県民は理解していたと思う。機能や使用条件は「県立体育館は、県内の小中高生の体育競技を主体にプロスポーツの観戦用としても使える施設として8割を使用し、残りの2割はコンサートやイベント会場として使用する案」には私も反対しない。早期建設にも賛成です。しかし「場所」については、まず「鹿児島をこれから元気にするために、稼ぐ鹿児島を実現するために残された超一等地」は年間40万人利用目標の体育館建設より、「鹿児島を広く日本中にも世界にも売り込める施設を造る場所として、該当施設を計画し建設する場所」として進めて欲しい。体育館建設候補地には「鴨池ドーム」の転用を提案したら、約20件の候補地に記載されたので検討されると考えていた。ところが事務局から検討委員会へは「5候補地を選び、利用性の評価点を付けて提案」され、その中の高点数のドルフィンポート跡地が一番候補として議論が始まった事に疑問を持った。私達が最適地と考えて提案した鴨池ドームを候補地から外した理由を、県担当者に訊ねた所、県担当者は「鹿児島市からは『鴨池ドームは使用中だから』、譲渡は難しいとの説明があった」との趣旨を聞き、委員会報告へも同趣旨の説明をされたと聞いた。そこで鹿児島市役所の担当者数名を訪ね確認したところ「県からは鹿児島市所有の15000㎡以上の空気を教えて」との要請だったので、「現状の該当地は脇田浄水場跡地」と報告しただけの回答を得た。「県から聞かれていない鹿</p>	<p>を文書でいただいたところです。</p> <p>この提案を含め県議会や知事へのたより等を通じて御提案をいただいた土地については、必要な面積を確保できないことや所有者に譲渡意思がないことなどを確認し、候補地として適さないと判断したところであり、第5回の検討委員会においてお示ししたところです。これらの土地について、5つの整備候補地と同様に12の評価項目により改めて評価を行い、その結果を第8回検討委員会においてお示ししたところです。</p> <p>また、整備に当たっては、景観について、以下の点に配慮して整備に向けた検討を進める旨記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市の景観条例に基づく建物の高さ制限を遵守して検討を進める ・市街地からの桜島の眺望に留意して検討を進める ・海から見た市街地などの景観にも留意する ・ウォーターフロントパークについては、現状のままとする ・隣地に整備する多目的広場については、ウォーターフロントパークとの一体的な景観に留意する ・施設のデザインなどについて本港区エリアにふさわしいものとすることや、新たに展望スペースなどを設置する <p>具体的には、設計段階で検討してまいります。</p>

受付	項目	意見の概要	県の考え方
18		<p>児島ドームについて、何も検討しなかったし報告もしていない」との趣旨の回答を聞いた。何故に鹿児島県担当者は、私達に嘘報告をするのでしょうか。議論を切り捨てる作業の進め方は、認められるものではない。また最高の景観地区に高さ約30Mで、長さ200Mの超大型の建物で塞ぐ様な愚策も辞めて貰いたい。因みに鴨池ドーム敷地を他の候補地と同様に「点数評価」すれば、ドルフィンポート跡地よりも評価点数が高いのに、何故候補対象として鹿児島市長に申し込まなかったのか、協議も始めなかったのか。公表して貰いたい。私の趣旨のポイントは、基本構想検討委員会が提案した内容の体育館建設を、鴨池ドーム敷地を鹿児島市から譲渡を受けて早めに推進」する。（現在利用中の人達用の代替施設を緊急に造ることが前提。）鴨池ドーム跡地の活用なら鹿児島市電等の既存交通機関を使えるし、都会の人間や若者なら、鹿児島中央駅からの約30分は十分に歩ける距離である。更に既存の鴨池地区の運動施設と集積するから、「一大総合運動場」としても他県へ誇れる地域になるのは間違いない。旧県体育館敷地も付属運動施設用地としても駐車場としても活用できる。そして、別途にウォーターフロント敷地には、世界最高のロケーションを活かした「世界に負けない誇れる本格的なコンベンション会場」の建設計画を推進し、鹿児島に稼げる仕事を造り、天文館や鹿児島市及び県下全体へ経済効果が波及する計画案を一日も早く議論し纏めて推進して貰いたい。</p>	